

学 校

防 災

マ ニ ュ ア ル



令和元年度改訂版



兵庫県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、阪神・淡路大震災直後に設置した防災教育検討委員会の提言「兵庫の教育の復興に向けて」等を踏まえ、平成 10 年 3 月、各学校独自の災害対応マニュアル作成の手引きとして、「学校防災マニュアル」を発行しました。平成 18 年 3 月には、復興 10 年委員会『兵庫の防災教育』の充実に向けて」の提言を受けて、地震に加えて水害や津波など今後発生が予想される様々な自然災害への対応方策を示すため改訂を行いました。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする巨大地震による大津波により、東日本の太平洋沿岸は甚大な被害に見舞われ、学校は今までに経験したことのない対応を迫られました。この東日本大震災の教訓を踏まえ、文部科学省が発行した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考に、平成 25 年 3 月に 2 回目の改訂を行い、津波からの避難行動、引き渡しや児童生徒の安全確保、地域や防災部局との連携強化について示しました。

近年の災害発生の状況を見ると、集中豪雨や台風による大規模な洪水や土砂災害が多発しています。本県も平成 16 年台風第 23 号により但馬地域が、平成 21 年台風第 9 号により佐用町が、平成 26 年の集中豪雨では丹波地域が甚大な浸水被害に見舞われましたが、このような災害が毎年のように発生するようになっていきます。

本県では、令和 2 年 1 月 17 日に阪神・淡路大震災から 25 年を迎えました。これを機に学校防災マニュアルの 3 回目の改訂を行い、近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の地震や激しさを増す気象災害から、児童生徒の命を守る学校防災体制の構築を目指します。

改訂にあたっては、災害発生時に適切に対応するためには事前の備えが重要であることから、学校が事前に取り組んでおくべき内容について充実を図りました。また、災害発生時に管理職や教職員が不在でも対応が可能となるような方策や、気象災害への対応として気象情報等を活用したタイムラインによる対応例を新たに示しています。

この「学校防災マニュアル」（令和元年度改訂版）を活用し、各校において災害対応マニュアルの見直しを行い、より一層の学校防災体制の充実が図られることを期待します。

令和 2 年 3 月

目次



はじめに

事前の備え

発生時の危機管理

事後の対応

第1章 事前の危機管理

1 体制整備	
(1) 学校防災計画の策定	1
(2) 保護者との連携	4
(3) 市町防災部局、 地域(自主防災組織)との連携	11
(4) 学校・校種間における連携	14
(5) 備蓄	15
2 施設・設備の安全管理・点検	17
3 教職員研修等	20

第2章 防災(避難)訓練の実施

1 防災(避難)訓練の計画	22
2 防災(避難)訓練の工夫改善	23
3 災害から児童生徒を守る行動	25
4 地域と連携した防災(避難)訓練	26

第3章 災害発生時の危機管理

1 児童生徒の安全確保	29
2 地震・津波等発生時の基本的対応	
(1) 授業中及び休み時間中	31
(2) 登下校中	32
(3) 学校外の諸活動中	33
(4) 勤務時間外	34
3 気象災害への対応	
(1) 休校等の措置の判断基準	35
(2) 風水害対応例	36
(3) 雷・竜巻への対応	38
4 学校施設・設備の被害状況の点検	40
5 学校再開に向けた対応	41

第4章 災害時における 避難所としての学校の果たす役割

1 避難所としての学校の対応	43
2 学校における避難所運営業務	46
3 学校施設・設備の防災機能の強化	48
4 地域・関係機関との連携	50
5 ボランティアの受入れ	51
6 学校が福祉避難所として指定された 場合の対応や要配慮者への対応	52

災害の発生

■ 資料

• 学校防災体制診断リスト	54	• 地震及び津波に関する情報	56
• 震度と揺れ等の状況	55	• 関係法令集	57

■ 参考

- 教職員行動例(小・中・高・特)
- 福祉避難所開設受入期における具体的な対応例

第1章 事前の危機管理

1 体制整備

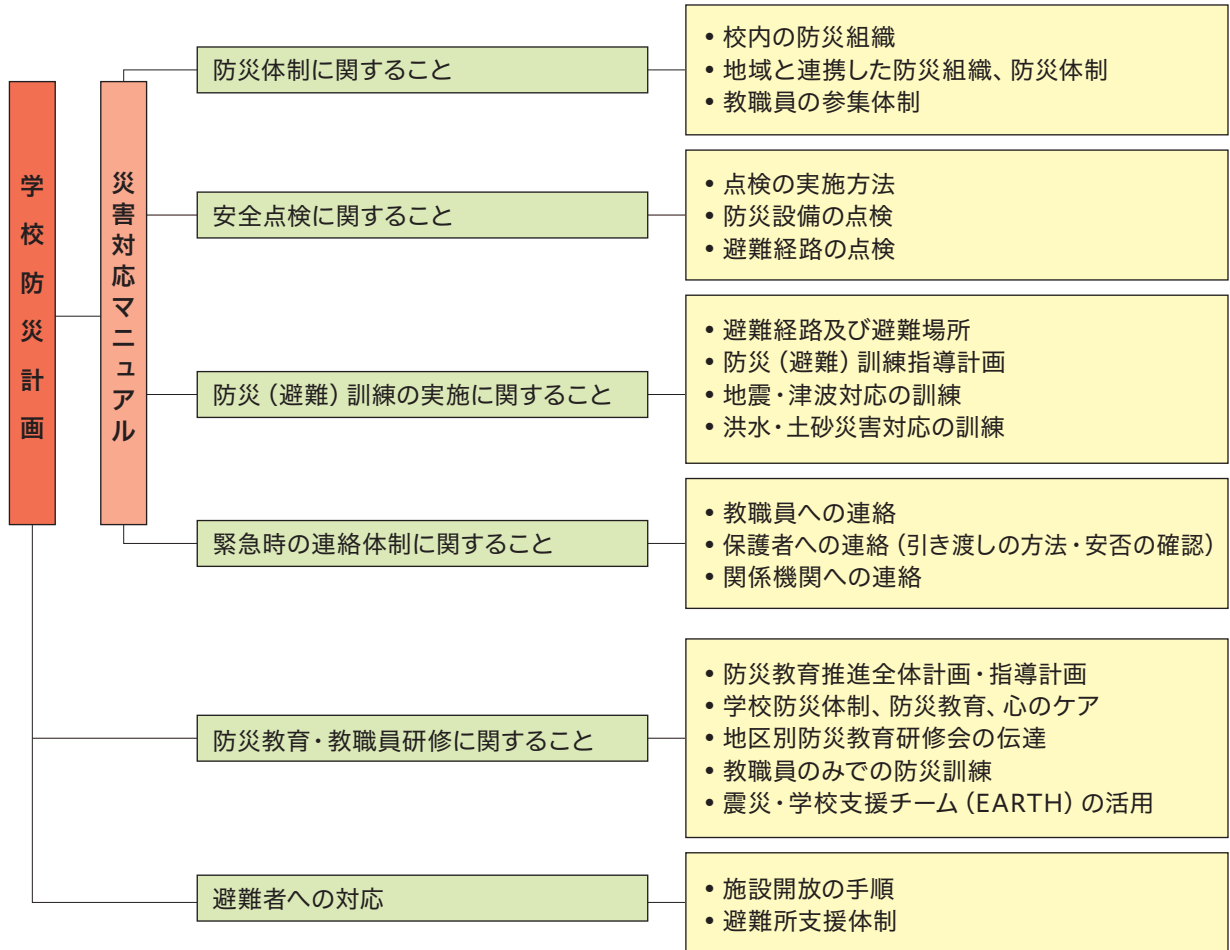
児童生徒の命を守るために、災害発生時の状況を想定し、危機管理に関する体制整備を行う。

(1) 学校防災計画の策定

学校においては、児童生徒に命の大切さを教え、災害が発生した場合に、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を、防災（避難）訓練等を通して児童生徒一人一人に育成していくことが求められる。また、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるために、校長はじめ教職員が迅速かつ適切な行動をとる防災体制を整備することが必要である。そのため、学校における安全教育や安全管理に努めるとともに、地域の防災体制等と連携した学校防災計画の策定が不可欠である。

また、特別な支援を必要とする児童生徒については、災害対応マニュアルに応じた合理的配慮を個別の指導計画に記載し、災害時の対応について教職員間で共通理解を図っておく。

ア 学校防災計画の内容



イ 学校防災計画策定上の留意点

学校が設置されている市町の地域防災計画及び学校の規模や地理的・社会的立地条件等を考慮して、計画を策定する。

防災体制に関すること	・ 平常時と災害時の教職員の役割を明確にする。 ・ 地震・火災・風水害等の災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の役割や参集体制を明確にする。 ・ 津波警報等の情報を素早く収集し対応できる体制を整備する。 ・ 保護者や地域と連携した防災体制については、児童生徒の引き渡し訓練や自主防災組織との合同訓練等を通して、より強固なものにしていく。
安全点検に関すること	・ 点検箇所、点検項目を含むチェック表を作成し、責任者が定期的に点検する体制を整備する。 ・ 防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等は操作担当者を決めておき、防災（避難）訓練の実施の際にも点検する。ただし、その操作は全ての教職員ができるように訓練しておく。 ・ 校内の避難経路の安全点検を行うとともに、通学路の安全点検についても保護者、地域社会と連携して実施する。
防災（避難）訓練の実施に関すること	・ 災害時の役割を明確にし、教職員が連携して活動できる体制を整備する。 ・ 地震、津波、風水害、火災等の災害や被害の状況に応じた複数の避難経路、避難場所を事前に決めておく。 ・ 災害発生時の時間や場所に変化をもたせ、いかなる場合にも対処できる訓練を実施する。 ・ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に素早く身を寄せ安全を確保する訓練を実施する。 ・ 訓練に基づき、マニュアルの見直しを図る。
緊急時の連絡体制に関すること	・ 教職員緊急連絡網を整備しておく。 ・ 災害発生時には、電話がつながりにくいことがあるため、保護者への連絡については、電話以外に、校門への貼紙や地域の掲示板、電子メール、SNS、防災無線、有線放送、災害用伝言サービス等複数の連絡方法を考えておく。 ・ 緊急時の連絡方法について事前に保護者に周知しておく。 ・ 緊急時の保護者への連絡方法、避難場所等を児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード等で確認できるようにする。 ・ 津波・大雨・洪水等警報発表時における対応を事前に保護者に周知しておく。
防災教育・教職員研修に関すること	・ 東日本大震災や近年の災害の状況等も踏まえ、地震・津波や風水害など、様々な自然災害から自らの生命を守るのに必要な知識・能力や態度を身につけ、助け合いやボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる内容とする。 ・ 学校の実態に応じた防災教育推進全体計画、指導計画を作成する。 ・ 教職員が防災・減災に関する基礎知識を持ち、危機管理能力や防災教育に関する指導力を高める研修を実施する。 ・ 学校組織の実践力を高めるため、教職員のみでの防災（避難）訓練を実施し、連携や役割分担を確認する。
避難者への対応	・ 市町の避難所運営マニュアルを参考にする。 ・ 学校施設の開放区域を決定し、住居箇所、共有箇所、福祉スペース等を設定する。 ・ 避難所支援の組織や役割を明確にする。（支援者を固定せず、チームで対応）

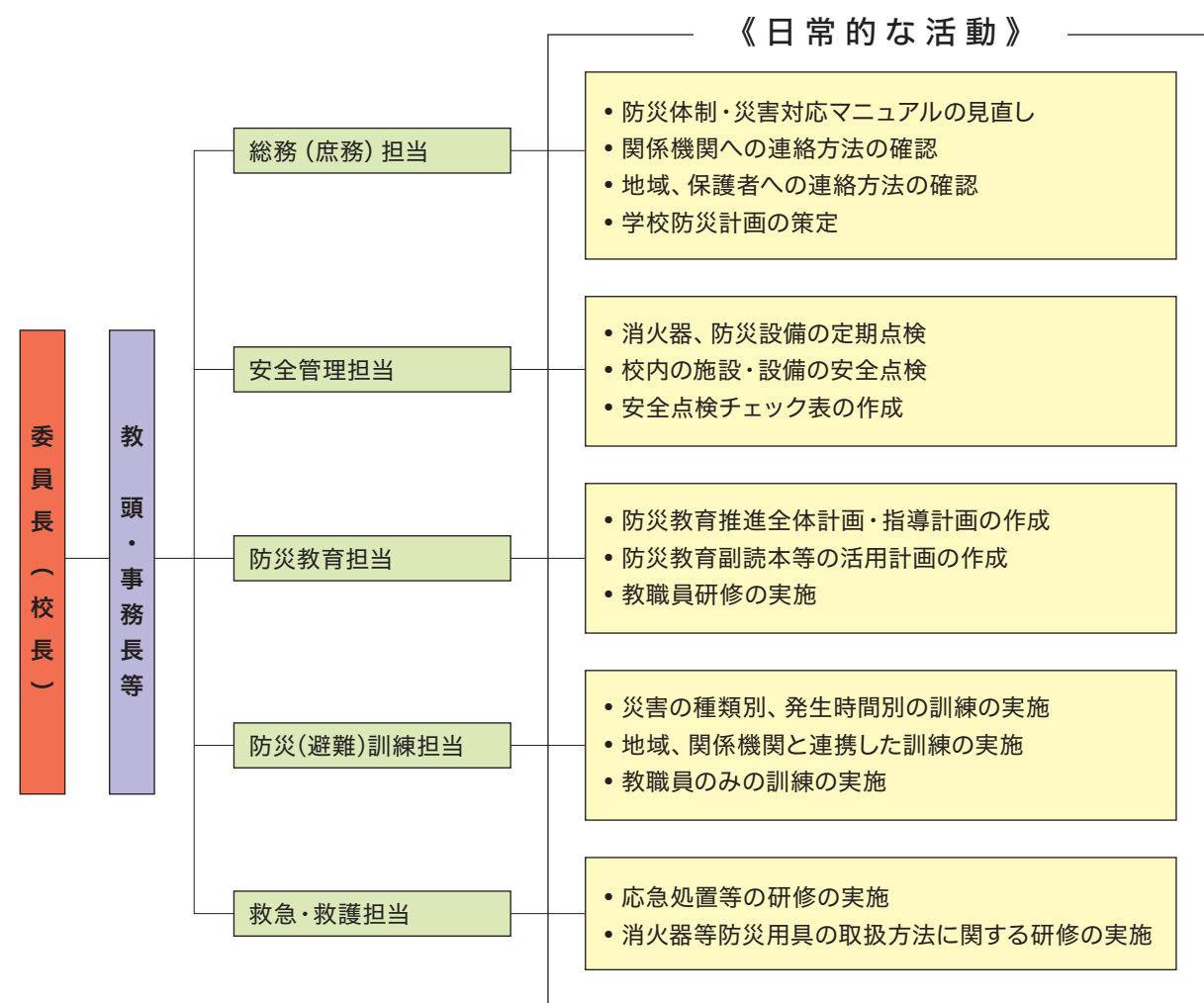
ウ 学校防災体制の整備・点検

学校防災体制の確立に向け、学校防災体制の見直しを行い、日頃から校内の施設・設備の安全点検、予想されるあらゆる災害に備えた訓練の実施、防災用具の取扱い方の研修など、担当を決めて組織的に取り組んでいく。さらに、地域の自主防災組織等と連携を図る中で、学校防災体制をより強固なものにしていく。

【校内組織の整備・点検】

- ①全教職員が役割を理解すること。
- ②役割分担は、「事前・発生時・事後」の段階に応じて時系列で考えること。
- ③管理職不在時を想定しておくこと。
- ④各担当の対応行動をイメージした訓練等を実施しておくこと。
- ⑤保護者や地域、関係機関等との連携を図ること。

【防災教育推進委員会の組織例】



(2) 保護者との連携

ア 緊急時の連絡方法について

大規模な地震や気象災害発生後は電話が通じないことが多く、停電が長引くことも想定されるので、代替の通信手段を事前に確保して、安否確認等をするための連絡方法を複線化しておく。（第1章 1 (1) イ 参照）

地域施設の掲示板などの活用を図る場合は、関係施設や団体と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。

< 保護者への周知内容 >

- ・ 児童生徒等の安否情報収集方法（停電時にも対応できる複数の方法）
- ・ 学校からの情報発信の方法（学校ホームページ、地域施設の掲示板等）

イ 児童生徒の引き渡しについて

緊急時の児童生徒の安全確保の観点から、地震等の災害発生を想定し、その備えとして、学校と保護者の間での引き渡しについてのルールや方法等を決めておく。

災害発生時、学校は災害の状況や周囲の被害状況、今後起こり得るであろう危険を予測して、児童生徒を下校させるか保護者に引き渡しを行うかの判断が求められるが、学校と保護者が連携して引き渡しを行うルール（例えば、震度によるルール）を定めて周知しておけば、停電等により通信手段が遮断され、保護者への連絡ができなくても引き渡しを行うことが可能になる。

一方、東日本大震災では、津波が迫っている中で保護者への引き渡しを行い、その後に、児童生徒や保護者が犠牲になる例等があり、裁判で学校側の過失が認定された事例もあった。そのため、引き渡しのルールを明確にし、引き渡しカードにも記載して保護者・引き取り者に周知するとともに、予測される危険を適切に判断し、引き渡すか待機させるかの判断を行うことが求められる。

また、引き取り者が学校に来ても児童生徒とともに学校に待機する場合のことや、引き取り者が学校に来ることができない場合の対応、引き渡し後の対応等についてもあらかじめ保護者と共通理解を図る。



① 引き渡しのルール作成

【地震・津波災害の場合】

下記の例を参考に、学校の状況に応じたルールを作成する。

下記は文部科学省が「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」において、「引き渡しのルール（例）」の中で示している「震度5弱以上」を地震の際の引き渡しの判断基準として、ルールを整理するとともに、津波による被害が予想される学校の大津波・津波警報発表時のルールも整理したものである。

	学校を含む地域の震度によるルール	〈津波による被害が予想される学校〉 大津波・津波警報の発表時のルール
児童生徒が 在宅中	震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。	- 警報が発表された場合は、地域の鉄筋コンクリートの建物3階以上か高台の避難場所へ避難する。 - 警報・注意報が解除されても、校区及び通学路に浸水等の被害がないなど安全確認の上、登校の連絡をする。それまでは、避難場所での待機とする。
児童生徒が 登下校中	危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、学校または家の安全な方へ避難する。(物につかまりたいと感じるような揺れや、それ以上の強い揺れを感じた場合)	
児童生徒が 在校中	- 震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) - 震度4以下では、異常がなければ授業を再開する。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。	- 警報が発表された場合は、校舎の3階以上または〇〇〇の高台へ避難し、児童生徒を保護する。 - 警報・注意報が解除され、安全が確認されるまでは、引き渡しは行わず、学校等で待機させる。 - 警報・注意報の発表中に、迎えに来た保護者については、警報・注意報が解除されるまで、児童生徒とともに学校に待機するか、〇〇〇の高台へ避難する。



【気象災害の場合】

大雨・台風、大雪等が発生する可能性がある場合においても、校区や学校が立地する地理的状況を考慮してルールを作成する。

ただし、気象庁が発表する情報（気象警報や竜巻注意情報等）だけを判断基準とせず、各自治体が発表する避難情報や水防指令などの情報、今後の雨量予測も判断基準とし、通学路の安全確認を行った上で判断することが求められる。迅速な判断のためにも、普段からハザードマップにより洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を確認しておく必要がある。

〈気象災害時の例〉

	気象災害時のルール
児童生徒が 在宅中	- 大雨・大雪・暴風に関する警報が出ていれば自宅待機 - 公共交通機関が計画運休された場合は自宅待機
児童生徒が 登下校中	大雨・大雪・暴風に関する警報が発表され、情報を把握できた場合は、自宅または学校の安全な方へ避難する。 ※気象状況が変化することが予測される場合は、気象庁のホームページ等で事前の情報収集に努める。
児童生徒が 在校中	- 大雨・大雪・暴風に関する警報が出た時点で、今後の雨量予測を確認するとともに、通学路の安全確認を行い、集団下校または引き渡しを行う。 - 台風の接近が予想され、今後急激に天候が変化する場合、警報発表前でも安全な内に集団下校または引き渡しを行う。 - 次の場合は、引き渡しを行わず、学校に待機させる。 〇mm以上の降水予想が〇分以上継続している場合 - 通学路の排水溝等から水があふれている（可能性がある場合含む） - 校区内の河川や、その河川が流れ込む河川に氾濫警戒情報以上が出ている場合 - 水防指令〇号が出ている場合 - 警戒レベル4以上が発表されている場合 - 土砂災害警戒情報が出ている場合 - ハザードマップの浸水区域に浸水が始まっている場合 - 警報解除後、校区内の安全が確認できてから引き渡しを行う。 ※「〇」に入る数字は学校が所在している地域の現状に応じて考える。

【その他の災害】

その地域において発生する可能性のある災害を検討し、基準を明確化しておく。

② 児童生徒引き渡し・緊急時連絡カードの作成

緊急時に児童生徒の引き渡しを円滑に行うため、年度当初に引き渡しカードを兼ねた連絡カードを作成しておく。訓練等を通して引き渡しのルールや引き渡しの手順を周知する。

この場合、引き取り者を複数名確保しておくことは、保護者が昼間家庭にいない場合においても有効であるが、カードに引き渡しのルール（発災時に保護者に確認することなく、登録された引き取り者に引き渡す等）を記載することで、トラブルを防ぐことができる。

また、引き渡しカードは、全児童生徒分を一括して保管し、緊急時にも一括して持ち出す。

〈引き渡しカードの例〉

表面

児童生徒名		性別		学年・学級	年 組 () 番
住 所					
引き取り者名	1	児童生徒との関係		電話	
	2				
	3				
兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 組 () 番		年 組 () 番	
緊急時の連絡先	電話 ()				
引き取り者署名		児童生徒との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日 時 分	引き渡し教職員名			

裏面

引き渡しのルール（例）

- ◎災害時は、保護者に確認することなく登録された引き取り者に引き渡します。
- ◎次の場合は、引き取り者と相談のうえ、引き渡しは行わず、引き取り者とともに学校で待機していただく場合があります。
 - ・津波注意報以上が発表されている場合
 - ・警戒レベル4以上の情報が発表されている場合（レベル3の場合は、周辺の状況を確認し判断）
 - ・自宅周辺又は自宅までのルート上に明らかな危険があると考えられる場合（学校で決めたルールを記入する）

〈参考〉

＜東日本大震災での学校対応に関する裁判の判例より＞
震災発生時に、ある女児の同級生の父親が女児を家まで送り届けると申し出たため、学校は女児を引き渡した。女児は自宅に送られた後、津波に巻き込まれて死亡した。裁判で、「事前に登録した保護者が引き取りに来るまで、学校での保護を継続すべき義務があった」として、学校の過失を認める判決が下された。（平成30年5月30日 仙台高裁判決確定）

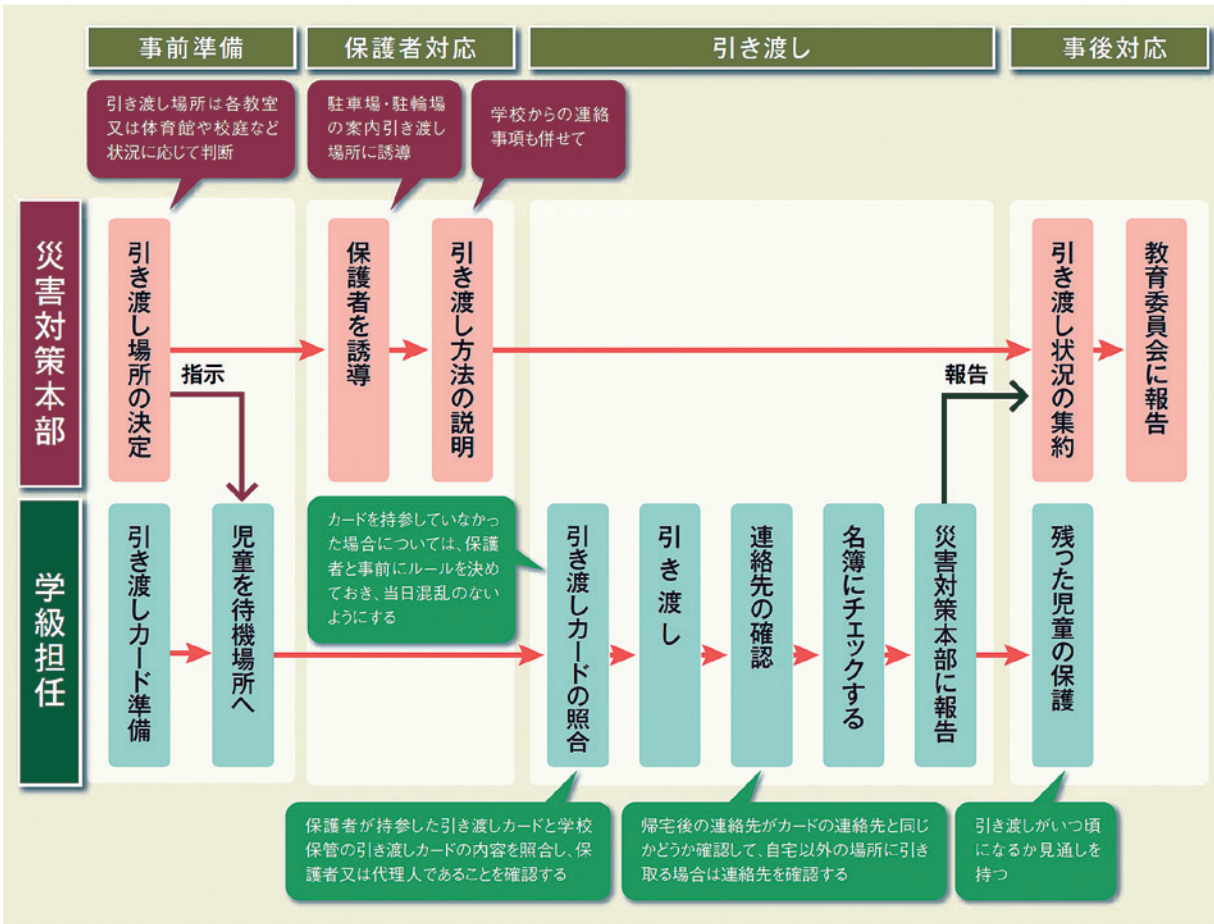
③ 引き渡し

発災時に引き渡しを行うと決定した場合、特に地震・津波発生時には通信手段が遮断される場合も想定されるため、電話連絡だけでなく一斉メール送信なども含め、複数の連絡方法を設定し、保護者に説明しておく。

引き渡しを行うときには、「いつ、誰が、誰に引き渡し、どこへ移動したか」をきちんと記録しておくことが求められる。教職員で役割を分担し、混乱なく引き渡しが行えるよう、引き渡し訓練を実施しておく必要がある。

【児童生徒が在校中の場合】

■ 校内における引き渡しの手順（小学校の例）



学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）より引用

引き渡しの場面では、混乱錯綜することが考えられるので、あらかじめ引き渡しの手順を明確にしておくこと。

【児童生徒が登下校中の場合】

登下校中に災害が発生した場合、学校へ登校または引き返してきた児童生徒の引き渡しについては、学校にいる児童生徒の保護者に連絡を取って引き取りを依頼することが必要になる。また、学校にいない児童生徒の安否確認を同時に行うことが求められるため、教職員が役割分担をして速やかに対応できるよう、教職員だけの訓練を実施しておくとい。

【校外学習等により、児童生徒が学校外で活動している場合】

学校外での活動中に災害が発生した場合、二次災害の危険の有無等により、まず引き渡しが可能かどうか判断する。引き渡しが可能と判断した場合、学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。現地で引き渡す場合は、学校に連絡を取り、学校から保護者へ連絡をいれ、引き渡しを行う。方法は、校内の引き渡しと同様にする。そのため、引き渡しカードを携帯しておき、あらかじめ引き渡し可能な場所について検討し、保護者に周知しておくとい。

☆引き取り者がいない児童生徒への対応

引き渡すまでの間、児童生徒を安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人は側に付き、児童生徒に安心感を与える。

保護者と連絡が取れない場合は、引き取り者が来るまで学校で預かる。児童生徒に不安感を抱かせないように配慮することが大切である。複数の連絡方法を試しても保護者と連絡が取れないときは、電話が回復すれば勤務先又は緊急連絡先に電話する。近所の方に貼り紙などにより連絡を依頼することも有効である。保護者と連絡が取れない状況で、学校から児童生徒を自宅へ送ったり、登録されていない引き取り者に引き渡したりすることは避ける。

④ 引き渡し後の対応

引き渡しが完了したら、児童生徒がどこにいるのかを把握する必要がある。今後の対応（休業期間や学校再開の日時など）が決定したら、教職員で分担して引き渡し時に確認した場所に訪問し、児童生徒の様子を確認するとともに連絡を伝え、避難している場所を移る場合は学校へ連絡するよう保護者に依頼する。

もし確認した避難先において所在が確認できない場合は、保護者と連絡を取り新しい居場所をできるだけ速やかに確認する。

保護者に対し、普段から避難先を学校へ連絡するよう促す。



ウ 避難行動に関する家庭でのルール作りについて

学校管理外で災害が発生した場合、児童生徒、保護者が自らの命を守り、別々に避難しても避難先で家族が落ち合えるよう、あらかじめ集合場所を決めておくなど、家庭の避難行動に関するルールを決めておくことが重要である。

防災（避難）訓練や防災教育を実施する際に、県で作成を推進している「マイ避難カード」（県民一人一人が、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などを予め決めて作成するカード）を活用し、ルール作成を促す。

「マイ避難カード」とは
災害の危険が迫っているときに、「いつ」「どこに」「どのように」避難をするかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出するなどして、いざという時の避難行動に役立てるためのカード

【ルール作成のポイント】※洪水、土砂災害など災害の種類別で作成

段階	項目	内容
ステップ1	「災害別の危険性」を知る	ハザードマップ等で自宅や身のまわりの危険性を知る。
ステップ2	「避難場所」を調べる	避難所や近隣の安全な場所など、災害の種類に応じて、どこが安全かを調べる。
ステップ3	「避難行動」を考える	昼（明るいとき）や夜（暗いとき）に、どこにどのように避難するかを考える。
ステップ4	「逃げ時」を考える	避難行動をとる「逃げるタイミング」がいつかを考える。

・マイ避難カード（例）

マイ避難カード

災害の種類

洪水

名前

兵庫 太郎

確認！

判断材料の入手

防災行政無線、ひょうご防災ネットアプリ、テレビ

←どこから情報を入手するか

いつ？

逃げ時

「避難勧告」の発令時

←どのタイミングで避難するか

どこに？

避難先

昼（明るい時）

AB小学校体育館

夜（暗い時）

近くの公民館

←安全な避難場所はどこか

どのように？

避難する方法

昼（明るい時）

家族と歩いて

夜（暗い時）

家族と歩いて

←誰とどのように避難するか

（その他 メモ）

自宅はハザードマップの洪水浸水想定区域内にある

〈参考〉「ひょうご防災ネット（スマートフォンアプリ版）」

県内市町からの避難情報、地震、津波、気象警報などの防災情報を提供するアプリ。

また、アプリ内で簡単にマイ避難カードの作成も可能。

※利用方法：QRコードを読み取ってダウンロード。または、[App Store][Google Play] で「ひょうご防災」を検索

Android



iOS



(3) 市町防災部局、地域（自主防災組織）との連携

大規模災害時は、学校だけでは児童生徒の安全を確保することは困難である。災害時には、学校が避難所となることが多く、地域住民や自治体等との連携による災害対応マニュアルの作成や、平時からの連絡調整の体制を整備しておくことが重要である。マニュアルを作成し、状況に応じて見直しを図るなど、地域、自治体と学校が一体となり、共同で作業を行うことが求められる。

ア 連携のための体制整備

大規模災害時は、学校が地域の防災拠点となることが多いことから、地域の実態に並び、防災教育推進委員会の活動の中に市町防災部局や自主防災組織との事前の協議・調整を位置づけ、連携のための体制整備を行う。

【学校が避難所に指定されている場合の留意点】

災害時に学校に避難所が開設されることを想定し、避難所の運営主体である市町の防災部局や関係課と連携し、自治会、自主防災組織と学校の鍵の保管場所の確認、管理職不在の場合の鍵の開錠手順等の確認を行う。

避難所の運営方法については、市町作成の避難所運営マニュアルに基づき、避難者の受入方法や学校施設の開放区域等について確認しておくとともに、避難者の自治組織による避難所運営へ移行するまでの間に教職員による支援が必要な内容について協議しておく。学校は本来教育施設であり、災害時においても児童生徒に対する教育活動継続が重要であることから、学校と避難所が共存し、学校の活動に対し避難者の理解が得られるよう、平時から地域との関係づくりに努める。

市町防災部局・地域との連携における調整内容		
【連携する団体】		
市町の防災部局	自治会（区長会）	各地区（集落）自主防災組織
消防署	警察署	防災防犯ボランティア組織
各市町商工会	PTA	地域の医師会
地元企業	社会福祉協議会	防災士（地域で育成）
【調整内容の例】		
1 学校安全計画や災害対応マニュアルの検討		
2 防災専門家等の授業や保護者対象の研修会の企画・運営		
3 地域の防災訓練等と地域の避難場所等の確認		
4 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認		
5 津波災害時の避難のための高層住宅等の利用協議		
6 近隣商店等との災害発生時の物資供給等の協議		
7 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法		
8 災害発生時の医療体制		
9 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策等		
10 児童生徒等のボランティア活動		
11 情報通信網途絶の場合の保護者、関係機関への多様な連絡方法		
（災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板、アマチュア無線団体等との連携）		
学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）一部改変		

【特別支援学校及び県立高等学校における留意点】

特別支援学校においては、通常のマニュアルに加え、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱、知的障害など様々な障害に合わせた対応が求められる。特に保護者とのつながりを密にすることはもちろん、地域、関係機関とも十分な協議を行い、引き渡し時の工夫をしなければならない。

県立高等学校においては、必ずしも地元の生徒ではないことが多く、通学途上で災害に見舞われた場合、臨機応変に対応するため、警察署、消防署などとの連携も必要になってくる。地域との協力体制の構築が必要である。

イ 防災（避難）訓練を通じた連携

災害発生時に市町防災部局、地域と協働できるようにするために、地域と連携した防災（避難）訓練を実施し、事前に協議・調整したことが機能するか確認をする。

また、将来の地域を支える自覚を育てるために、児童生徒に地域主催への訓練等への参加を促していく。

※ 訓練の詳細は第2章参照

ウ 防災教育を通じた連携

防災教育に関する学習の中に、災害ボランティアに関する体験学習の場や地域のお年寄りから過去の災害の話を聞く機会、関係機関等からの講師を招致した学習を設定する。その内容や進め方については、学校の実態や地域の特性等を踏まえて、学校、保護者、地域の自主防災組織、関係機関等が協議して実施する。

【防災訓練、防災教育を通じた連携の事例】

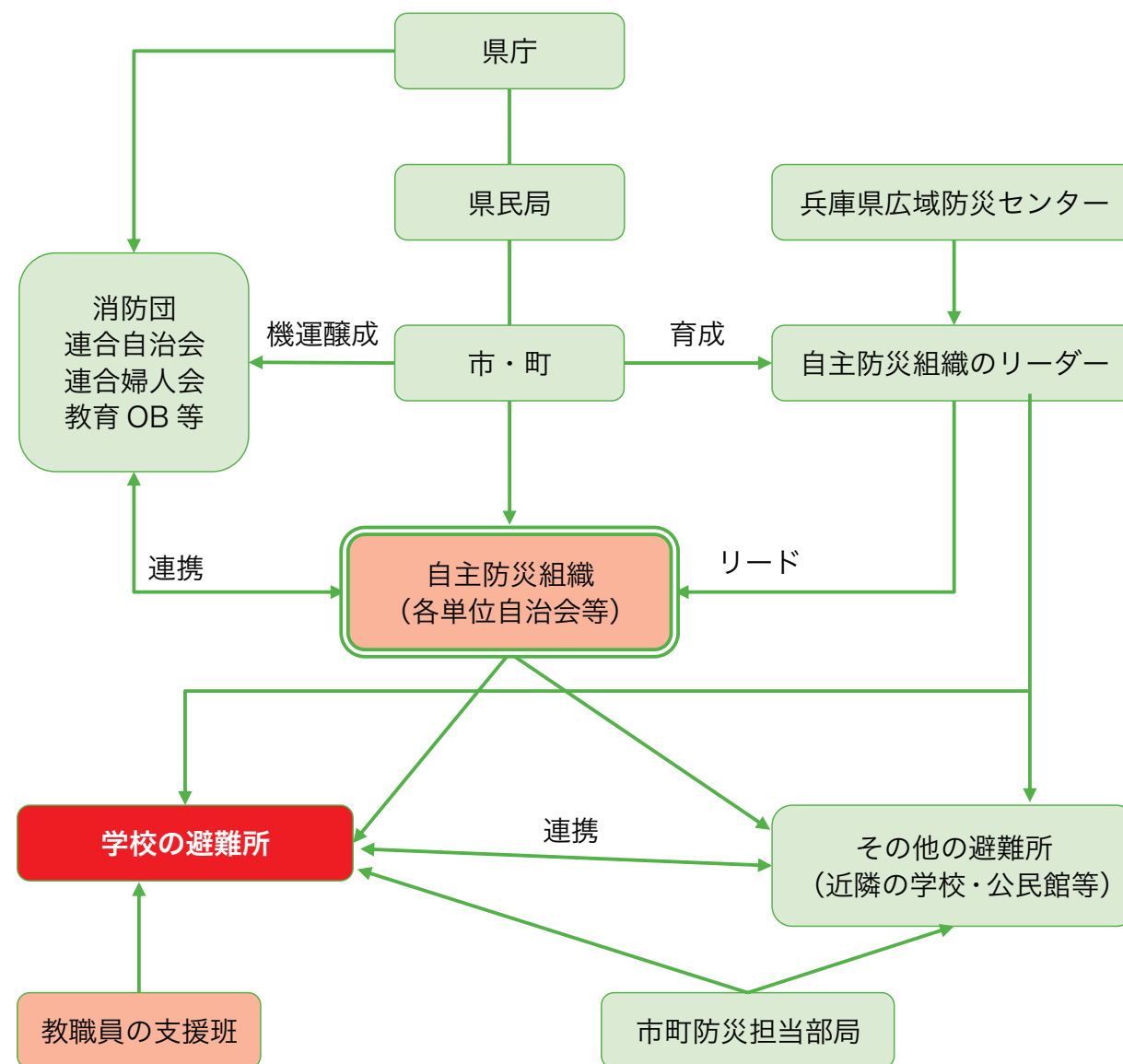
■ 地域、県立舞子高等学校と連携した防災マップ作り

南あわじ市立福良小学校では、校区が南海トラフ巨大地震による津波の浸水域にあたることから、毎年家庭、地域と連携して津波に対応した訓練を行っている。その訓練の中で、学校と保護者、地域の自治会、市防災部局、県立舞子高校とが連携して、防災マップ作りを行った。

自宅にいた場合に地震が起こったと想定し、児童は自宅から津波の一次避難場所へ保護者とともに避難する。続いて学校へ集合した後、県立舞子高等学校環境防災科の生徒が進行し、各自治会に分かれて保護者や地域の方々（高齢者等）とともに、自然災害や安心・安全な町づくりの観点で通学路の危険箇所などを出し合い、地図上に記入し、確認し合いながら、防災マップを作成した。作成したマップをもとに、実際に現地を歩き、何がどのように危険なのかを確認して回った。

地域コミュニティの強化を図るとともに、児童・家庭・地域住民の防災意識を高めることができた。

地域の自主防災組織との連携図



自主防災組織においては、自治会等の役員、隣保の代表者等の中から防災について知識を有し、意欲のある人材を自主防災組織のリーダーとして育成し、自主防災組織の活動をリードするようにしている。

非常時においては、市町の防災担当者とともに、自主防災組織のリーダーが中心となって避難所運営が行われるよう、体制整備が進められている。

(4) 学校・校種間における連携

大雨・地震・津波警報などの気象情報発表時や災害発生時に迅速かつ的確に対応するためには、日頃から子どもたちの下校や引き渡しに際しての方法、災害時の避難場所や避難経路について、地域、近隣の学校、関係機関との連携が不可欠である。また、特別な支援を要する児童生徒への支援、被災後の学校再開など学校生活を維持するための対応には、より広域の学校との連携が必要である。未曾有の災害に向き合ってきた過去の教訓から学び、これまで以上に様々な学校、福祉施設等の関係機関と連絡を取り合い、地域との連携を進める。

ア 合同防災（避難）訓練による連携強化

隣接する学校、幼稚園等と合同で訓練を行うことで連携を強化する。津波避難については、地理的条件、地域の災害特性により私有地や商業・地域施設等へ二次避難する事態を考え、連携する学校園でそれぞれの教職員構成、避難経路やその他必要となる情報を共有し、災害時に助け合い、共に避難できるよう準備しておく。

イ 協力体制の拡大化

災害時には、近隣の学校が被災していることも考えられるので、平時から近隣校に限らず協力体制を構築する学校を拡大し、円滑な学校再開を進めるための体制を整備する。また、特別な支援や医療的ケアが必要な場合も考慮し、必要に応じて特別支援学校や福祉・医療施設等も視野に入れた避難協力先を考えておく必要がある。



洲本市立由良保育所、由良小学校、由良中学校合同防災（避難）訓練



県立尼崎小田高等学校生徒による小学校出前授業

(5) 備蓄

学校は、避難所指定の有無にかかわらず、自らが災害時に必要となる物資の備蓄に努める。

学校が避難所指定を受けており、市町による備蓄がある場合には、市町防災部局、教育委員会等と協議した上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等についてあらかじめ定めておく。また、市町の備蓄を学校に待機する児童生徒及び保護者に配布、使用が可能かどうか、事前に確認しておく。

ア 災害発生時や待機時に必要となる備蓄

災害時の避難行動、その後の下校や学校に待機すること等を想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップし、それらをどこに保管するかについても考えておく。

特別な支援を必要とする児童生徒等のための備品や備蓄についても保護者を交えて検討が必要である。

災害発生時の安全確保に役立つ物資等の例				
頭を守る	☐ ヘルメット	☐ 防災ずきん	☐ 座布団（児童生徒）	
停電時	☐ ハンドマイク	☐ ホイッスル	☐ 懐中電灯	☐ 乾電池
	☐ ソーラー電源	☐ ランタン		
救助・避難	☐ 工具セット（バール、ジャッキ、軍手、ノコギリ等）			☐ メガホン
二次対応時に役立つ物資等の例				
情報収集	☐ 携帯ラジオ	☐ 携帯テレビ	☐ 乾電池	☐ 携帯電話
	☐ 無線機（トランシーバー）		☐ 衛星携帯電話	
避難行動時	☐ マスターキー	☐ 手袋（軍手）	☐ 防寒具	☐ 雨具 スリッパ
	☐ ロープ			
学校待機時に役立つ物資等の例				
生活	☐ 飲料水	☐ 食料	☐ 卓上コンロ（ガスボンベ）	☐ 毛布・寝袋
	☐ テント	☐ 簡易トイレ	☐ ビニールシート（ブルーシート）	
	☐ バケツ	☐ 暖房器具	☐ 使い捨てカイロ	☐ タオル
	☐ 衛生用品	☐ 紙コップ	☐ 紙皿	☐ 間仕切り（パーテーション）
	☐ 救急箱	☐ アメニティセット（男女）		☐ 保存水（水）
	☐ ティッシュペーパー		☐ ウェットティッシュ	☐ ポリ袋
救護	☐ AED	☐ 医薬品	☐ 携帯用救急セット	☐ 懐中電灯
	☐ 副木	☐ 担架（学校に常設）		☐ マスク
	☐ アルコール	☐ 医療ニーズのある児童生徒のために予備薬・器具等		
その他	☐ 発電機	☐ 投光器	☐ ガソリン・灯油（携行缶）	☐ ダンボール
	☐ 古新聞	☐ 水（プール）	☐ 携帯電話充電器	☐ 水中ポンプ
	☐ 防災ベスト			

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）一部改変

イ 児童生徒個人のための備蓄

児童生徒の安全確保のため、下校や保護者への引き渡しをせずに学校に待機させる場合が考えられる。待機が長時間に及ぶ場合、救援物資が配給されるまでの間、児童生徒に支給する備蓄が必要である。

アレルギー等の児童生徒のことも鑑みて、例えば、災害時個人用備蓄品を入れた「スクールパック」を持たせ、学校において保管する等の工夫も必要である。

また、特別支援学校等に在籍する配慮を要する児童生徒については、個人によって必要な医薬品や食事内容が異なる等の様々な状況があるため、保護者を交えて個人用備蓄品を検討し、準備することが望ましい。

災害時個人用備蓄品の一例	
①1日分の飲み物や食料 （栄養補助食品やゼリー飲料） ②その他慣れている食材 ③アメニティ（歯ブラシ、タオル） ④軍手、マスク ⑤常備薬など	児童生徒や保護者が「備蓄品を自分で考え、家族で話し合い、袋に入れる」作業を重視することにより、防災を自分で考える教育の一環として捉える。 （財源） ① PTA 活動経費 ②学校の予算 ③個人負担

個人の備蓄時に意識するポイント
①常温で開封すればすぐに食べることが可能なもの ②食べたことのあるもの ③スプーン・フォークなど（使い捨て）を準備 ④食べやすい形のもの ⑤学期ごとに賞味期限を確認し、入れ替える。 ⑥医薬品は1回ずつ小分けにする。

ウ アレルギー児童生徒への対応

災害発生直後はアレルギーに対応した食料を準備することが困難である。災害時個人用備蓄品の一例では1日分の飲み物や食料としているが、アレルギーがある児童生徒については、3日以上準備することが望ましい。また、アレルギーがある児童生徒が安心して食べられるように、災害時個人用備品の食料については、自分で準備するようにする。

エ 学校からの情報発信

東日本大震災の教訓として、備蓄倉庫の鍵の所在がわからず、地域住民が困ったという事例が報告されている。平時から、保護者や地域住民と連携を深めておくことが大切である。学校が避難所となった場合、地域住民で避難所運営ができるように、備蓄倉庫の鍵の所在も含め、事前に情報提供を行なっておくことが必要である。

2 施設・設備の安全管理・点検

学校の施設及び設備の安全点検については、学校保健安全法第 27 条において、計画的に実施するよう定められている。特に、非構造部材の耐震点検・対策をすることが望まれる。

また、津波・風水害・火災等の災害に備えた避難経路や避難場所、通学路等の安全点検を定期的実施する。さらに、安全マップづくりなどを通じて児童生徒に危険箇所の周知を図るなど、可能な限り具体的な予防対策を講じる。

(1) 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策をとるとともに、災害発生時に使用する避難経路や施設及び設備の定期点検を行う。

- ・ 体育館や各教室の天井の非構造部材の落下防止対策や避難経路にある棚の転倒や移動、ガラス等の飛散防止対策をとる。
- ・ 放送設備、脱出用シューター、消火栓、消火器等の定期点検や使用方法の研修を行い、全教職員が使用できるようにしておく。また、停止したエレベーターの開け方についても、全教職員で確認しておく。
- ・ 防災設備、防災機器等の配置図を事務室や職員室に掲示し教職員に周知するとともに、避難経路図を各教室に掲示し教職員だけでなく児童生徒にも周知する。

(2) 施設・設備等の安全点検

安全点検では実施計画を作成し、実地見分により定期的・臨時的・日常的に行う。校区内の地形や地盤などの条件を検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対策（複数の避難場所や避難経路、備蓄の保管場所の設定等）を立てておく。

安全点検の種類	時間・方法等	対 象	法的根拠 (学校保健安全法施行規則)
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。 (規則 28 条第 1 項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則 28 条第 1 項）に準じて行われる例が多い。

安全点検の種類	時間・方法等	対 象	法的根拠 (学校保健安全法施行規則)
臨時的安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。 (規則 28 条第 2 項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 (規則 29 条)

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）より引用

【避難を想定した点検のポイント】

- 校内の第一次避難場所へ避難する経路の安全点検
 - ・ 避難経路となる廊下や階段、出入り口には、避難の障害となるロッカーや荷物などを置かない。ロッカー等は、倒れないように固定する。
 - ・ 校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定・校内設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認
- 校外の第二次避難場所へ避難する経路及び通学路の安全点検
 - ・ 災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認の実施（造成や道路工事等による地域の変化に応じて行う。）
 - ・ 通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認（ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れがある場所の道路）
 - ・ 通学路の近くにある避難場所の確認



(3) 日常点検におけるチェックポイント

教職員は、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場であることから、定期的、臨時的、日常的に点検を行う。

備品・設備	点検ポイント
天井	・ ひびが入っていないか。 ・ 膨らんだり、はがれたりしていないか。
ガラス 蛍光灯	・ 割れて飛散していないか。 ・ 飛散防止フィルム等ははがれていないか。
ロッカー 本棚等	・ 固定金具や固定器具はゆるんでいないか。 ・ 転倒、移動の危険はないか。 ・ 上部に落下しやすいものを置いていないか。
ガラス器具 食器類	・ 転倒、落下、破損の危険はないか。 ・ 容器などを重ねて置いていないか。 ・ 棚など収納場所の扉は簡単に開かないか。
薬品類 医薬品類	・ 薬品の混合の危険性はないか。 ・ 劇薬等は鍵のかかる保管庫に他のものと区別して収納してあるか。 ・ 転倒を防ぐため、保管庫は壁等に固定してあるか。
テレビ レコーダー パソコン	・ 転倒、落下、破損の危険はないか。 ・ 移動しないように固定してあるか。
工作機械 工作用具	・ 用具が落下することはないか。 ・ 収納棚などが、転倒する危険はないか。
石油ストーブ ガスストーブ	・ 周囲に引火物はないか。 ・ 安全装置は作動するか。 ・ 保管する際、タンクに燃料が残っていないか。
ガス	・ 元栓は閉めてあるか。 ・ ガス管は老朽化していないか。 ・ ボンベが転倒する危険はないか。 ・ ガス漏れ警報装置等は正常に作動しているか。
灯油等油類	・ 転倒、落下により流出することはないか。 ・ 周囲に引火物はないか。 ・ 消火器などが近くに置いてあるか。
フェンス・サッカーゴール 鉄棒・遊具など	・ 転倒、移動の危険はないか。 ・ 破損箇所はないか。

〈参考：点検チェックリスト〉 文部科学省ホームページより
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/26/1414403_1_1.xls

3 教職員研修等

教職員は、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じて的確に判断し行動しなければならない。また、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

(1) 研修のための校内体制整備

校務分掌に、学校安全の中核となる教職員を位置づける。
学校安全計画に、教職員研修（訓練）を位置づける。
・ 事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

研修および訓練をもとに、教職員は、事前に有事における実践力を身に付けておくと同時に、児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育を教育課程に位置づけ、日常の中で児童生徒に伝えていく。

(2) 研修内容

- ア 教職員一人一人が防災・減災に関する基礎知識を持ち、地域特性を理解する。
- 研修内容の例
- ・ 地区別防災教育研修会内容の伝達研修
 - ▶▶▶ 最新の情報を取り入れる。
 - ・ 地域特性を知り、被害を最大限想定しておく。
 - ▶▶▶ ハザードマップ（県・市町）、地域防災計画（市町）、災害図上訓練等
 - ・ 考えられる災害とその対応に関する基礎知識を持つ。
 - ・ 学校にある防災設備や備品の把握および使い方を知る。
 - ・ 児童生徒が自らの生命を守るため、正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断する力を育成するための授業研究
 - ・ 児童生徒の心のケアについて、心の変化やその対処方法を知る。

- イ 教職員のみでの訓練を通して、アの知識を深め、実践力を身に付ける。
- ・ マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練を行う。
 - ▶▶▶ 管理職不在、防災担当不在時を想定した訓練も必要
 - ・ 避難所運営の訓練を実施する。
 - ▶▶▶ 教職員の初期動作を実際にする。
 - ・ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する知識および実践力を習得する。
 - ・ 教職員および児童生徒等の安全確保と安否確認の方法を実践する。
 - ・ 児童生徒等の引き渡し等の訓練を行う。



教職員研修の様子

第2章 防災(避難)訓練の実施

1 防災(避難)訓練の計画

防災(避難)訓練は、教育課程の中に位置づけ、計画的に実施する。

- ・地域の実情に応じて、災害対応マニュアルに基づく訓練を行う。
- ・いかなる災害に遭遇した場合でも安全に避難できる能力や態度を身に付けられるよう、可能な限り多様な訓練を行う。
- ・訓練の中で課題を見だし、継続してマニュアルの改善を行う。
- ・防災教育副読本「明日に生きる」等を活用して、適切な避難行動に向けた学習を行う。

訓練の主な内容例	●安全確保の方法 ●防災組織の編成と活動 ●火気の安全管理と初期消火 ●保護者への連絡・児童生徒の引き渡し ●教職員の行動等の確認 ●情報の収集、確認、伝達、報告 ●児童生徒の避難誘導 ●負傷者の救出と応急処置 ●備品、災害用品等の点検
訓練の状況設定例	●緊急地震速報を受信した場合 ●地震が起き津波の恐れがある場合 ●風水害等の災害が発生した場合 ●電話が不通で、情報の収集や伝達ができない場合 ●運動場が降雨、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合 ●渡り廊下、非常階段が被害を受けて使用できない場合 ●地震が起き火災が発生した場合 ●火災が発生した場合 ●停電により緊急放送ができない場合
訓練の想定場面例	●登下校時 ●授業中（普通教室・特別教室・体育館・運動場等） ●休憩時 ●校外の教育活動時 ●始業前、放課後 ●特別活動時 ●寄宿舎での生活時

※ 市町の地域防災計画において、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に指定された学校は、避難確保計画の作成・提出及び計画に基づいた訓練の実施が義務づけられている。

「水防法等の一部を改正する法律」(平成29年5月19日法律第31号)

東日本大震災で、防災訓練で得た避難場所までの移動時間等のデータが、津波からの避難行動を決定するのに重要な判断材料となり、児童生徒の命を守った事例をもとに

目の前が海岸線である明石市立中崎小学校では、南海・東南海地震により2mの津波到達が予想されている。想定外の高さの津波が来ることも考え、4階建て校舎の屋上より標高が高い場所への垂直方向避難を優先し、いち早く安全が確保できるよう、二次避難場所としている近隣の明石市立人丸小学校までの約半分の距離にある明石市立天文科学館を新たに「プレ二次避難場所」に設定した。訓練により、学校から天文科学館まで歩いて10分余りかかることが分かったため、津波警報発表時に、すばやく情報を集め、津波の到達予想時刻を条件に避難先を判断し、児童の安全を確保する体制を整えた。

事例：兵庫県立尼崎小田高等学校での実践

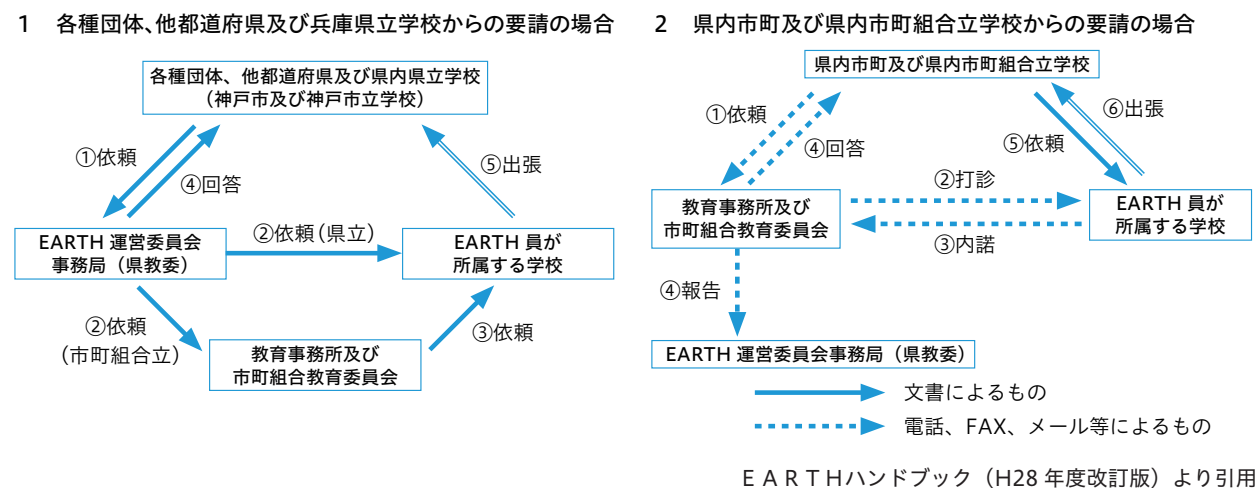
災害対応マニュアルが実際に機能するためには、まず教職員の共通理解が必要である。また、各学校や地域の特性を踏まえたものにするために、定期的に内容を見直す必要がある。そのためには、教職員研修の中で、災害対応マニュアルの見直しを行い、教職員のみでの防災訓練を行う必要があることから、尼崎小田高校では、全教職員を対象に、職員研修で既存の災害対応マニュアルの見直しを行った。既存のマニュアルから「やるべきこと」を抜き出し、役割ごとに、優先順位をつけて整理し、1枚の表(WBS)にまとめた。その後、実際に機能するのか、教職員のみで訓練(PTA有志も参加)を実施し、改訂を加えた。その上で、生徒も含めた全体での防災訓練(地域住民も参加)を実施した。振り返りには、高校生の有志も参加し、意見を交わしている。結果、教職員の危機管理意識の向上が見られ、大阪府北部地震時には、訓練が活かされ、スムーズな対応につながった。

(3) 人材の活用

・震災・学校支援チーム(EARTH)

EARTHは、災害時には県内外並びに世界各地の被災地で、阪神・淡路大震災での経験と教訓を生かし学校の復興支援活動にあたり、平時においては防災教育の研修会等で講師を務めたり、学校と地域、関係機関との連携を図ったりする等、防災教育の推進に努めている。

◎講師派遣の申請の仕方



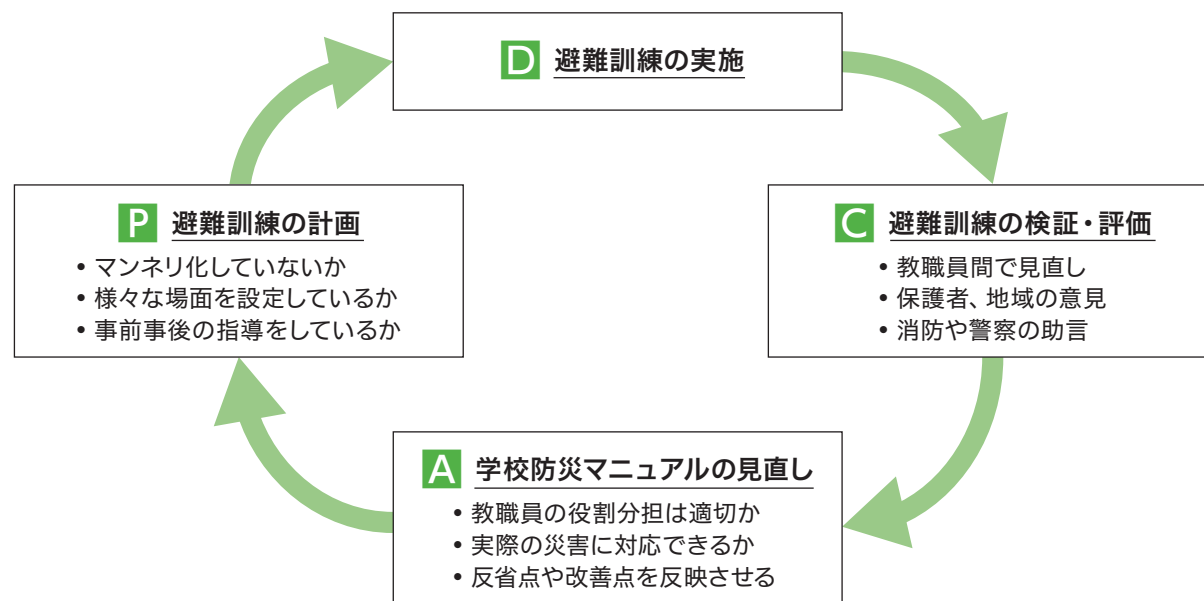
- ・学校防災アドバイザー
- ・地域や関係機関・団体（行政・教育・福祉・NPO・自主防災組織・防災士会等）

〈研修資料〉兵庫県教育委員会事務局教育企画課ホームページより

- ・「地震発生時の児童生徒の安全確保のために～あらゆる事態を想定して～」
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/kiso.pdf>
- ・「災害対応シミュレーション」
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/ouyou.pdf>
- ・「学校に避難所が開設された場合を想定して～発災当日の流れを中心に～」
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/bosai/hinansyosetumei.pdf>

※パワーポイント版は教育企画課ホームページよりダウンロード可

2 防災（避難）訓練の工夫改善



Plan（計画） Do（実施） Check（評価） Action（改善）

最悪の事態を想定した上で課題を洗い出し、訓練を実施する。PDCAサイクルにより災害対応マニュアルの見直しに繋げ、実効性のあるものにする。

マニュアル見直しにあたっては、校内研修会や市町防災担当者との打合せの場を設定し、全ての教職員が評価改善に関わり、共通理解しておく。

(1) 地域の実情に応じる

- 時期・回数は、学校種別や地域の実情に応じて設定する。
- 内容は、地域の災害特性（津波、土砂災害、液状化、浸水、工場での爆発、火災など）を踏まえ、二次災害の発生も想定して考える。

(2) 事前事後指導を充実する

- 事前に防災教育副読本「明日に生きる」を活用し、「自らの命は自ら守り安全に行動できること」を理解させる。
- 訓練時には教職員が明確な指示をし、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する方法を重点的に身につけさせる。
- 事後にも防災教育副読本等を活用し、災害について理解を深め、身近な課題として家庭でも話し合うことなどを促す。

(3) 多様化を図り、工夫する

- 屋内消火栓、脱出用シューター、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊迫感や臨場感を持たせる。
- 複数の避難場所・避難経路を設定するなど、様々な災害、被害状況を想定した訓練を工夫する。

- 休み時間や登下校中の時間帯の訓練や、事前に訓練時間を通知せずに訓練を実施するなど、いつ災害が発生しても対応できるような工夫を図る。

(4) 教職員の対応力を高める

- 災害の発生時には、時間帯によって授業等で児童生徒のそばにいる教職員と自由に動き回り避難経路の確認や安全点検等に対応できる教職員とが異なってくる。そのため、発災から一次避難場所での点呼完了までは担当を固定せず、その場で役割分担をした後に行動する訓練を行い、教職員の対応力を高める。
- 様々な場面や状況での災害の発生を想定し、教職員のみでの訓練や図上訓練を実施することにより、具体的な役割や動きを明確にする。

(5) 家庭や地域・関係機関等と連携を密にする

- 地域防災計画に基づき、所轄消防署等の関係機関との連携を十分に行う。
- PTA、自治会や自主防災組織、近隣の学校園等との合同訓練も実施するよう努める。
- 児童生徒と保護者との連絡方法や引き渡しの基準、方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力も得られるようにしておく。

(6) 評価を行い次回に生かす

- 実施後は、必ずその評価を行い、次の訓練に反省点や改善点を反映させる。

【教職員のみでの防災訓練の事例】

太子町立石海小学校では、職員の危機対応能力の向上と実効ある災害対応マニュアルにするための見直しを行うため、学校防災アドバイザーの指導・助言を踏まえ作成した災害対応マニュアルをもとに、教職員のみで避難訓練を管理職がいない想定で行った。また、使用できない階段や負傷者の救護、行方不明者の発生を課題として取り組み、臨機応変な対応ができるか検証した。

こうした教職員のみでの訓練を行うことで、職員同士の連携を確認することができるとともに、各自が災害時にどのように動くかを確認できた。また、個人マニュアルの作成を行い、教職員の危機管理意識を向上することができた。

洲本市立洲本第二小学校では、避難訓練の事前訓練として教職員のみで避難経路や防災計画を確認し、翌日の避難訓練に向けてのシミュレーションを行うことで、新規採用や人事異動等で、4月から新しく着任した教職員とそれぞれの役割を確認できた。

県立和田山特別支援学校では、夜間に寄宿舎で浸水・土砂災害から児童生徒を避難させることを想定した寄宿舎職員のみの訓練を行った。

訓練には特別支援学校の防災教育担当者が立ち合い、職員の動きの確認と助言を行うなど、浸水及び土砂災害から身体・生命の安全を守るために、必要な敏速で規律ある行動を知るとともに、浸水及び土砂災害時の避難方法や避難順路を確認することができた。

3 災害から児童生徒を守る行動

多発する自然災害に備え、事前事後指導・訓練を通して、児童生徒が災害発生時に主体的に判断して行動する態度や実践的な能力を養う。また、災害発生時には、教職員が自らの身の安全を確保しつつ、児童生徒に的確な指示や対応ができるようにしておく。

■地震・津波から児童生徒を守る

(1) 校内（校舎内・体育館・プール・中庭・運動場等）

- ・近くの窓や壁と反対側に頭を向けて机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に移動させ、身を守るための的確な指示を出す。
- ・児童生徒がパニックにならないような声を掛け続ける。
- ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。
- ・非常口、避難経路を確保する。
- ・津波の可能性がある場合は、あらかじめ決められた高台や津波避難ビル等の避難場所に速やかに避難する。



身を守る行動

(2) 校外（校外活動場所・通学路等）

- ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない・火災や爆発がない」場所に移動させ、身を守るための的確な指示を出す。
- ・公共交通機関の使用中は、係員の指示に従う。
- ・津波の可能性がある場合は、近隣の高台や津波避難ビル等に速やかに避難する。

■大雨・大雪から児童生徒を守る

- ・児童生徒を安全な場所に待機させる。
- ・安全に十分に注意した上で、学校や通学路周辺の状況を把握する。
（道路の冠水や除雪状況・河川の水位や潮位・土砂崩れや雪崩等）
- ・学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。

■雷から児童生徒を守る

- ・速やかに屋内に避難させる。
- ・電気器具、天井、壁から1 m以上離れさせる。
- ・屋内に避難できないときは、木や電柱から4 m以上離れ、姿勢を低くさせるとともに、足をそろえてしゃがむなど地面との接地面を少なくさせる。

■竜巻から児童生徒を守る

- ・校舎など頑丈な建物の最下階に避難させる。
- ・窓を閉め、カーテンを引く。
- ・窓ガラスから離れさせる。
- ・机の下に潜ったり、物で頭を守ったりするなどの避難姿勢をとらせる。
- ・建物に避難できないときは、飛ばされてくる物に注意し、低いところに身を伏せさせる。

4 地域と連携した防災（避難）訓練

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの被災者が学校に避難したことで、学校は関係機関と連絡調整を行いながら、児童生徒の安全確保を行うとともに、地域住民への対応に当たった。

こうした教訓を踏まえ、保護者や自主防災組織等の地域住民、専門機関等と連携し、避難所の開設・運営等を含む実践的な訓練を行うことで、災害に強い地域づくりの基盤を醸成することが求められる。

【地域連携を進めるための協議及び確認事項】

- ・災害・事故発生時における各機関の対応
- ・自然災害をはじめとする地域の危険箇所の確認
- ・各小学校区等における課題の共有
- ・各学校の地域に根差した防災教育や安全教育への助言
- ・防災訓練（合同引き渡し訓練）等の実施
- ・訓練実施後の課題の共有 等

中央教育審議会 初等中等教育分科会学校安全部会 平成28年度第3回会議より

【地域、専門機関等と連携した防災訓練の実施】

（取組例）

- ・地域、専門機関及び近隣の学校等と連携した防災訓練や防災活動等を実施する。
- ・津波、土砂災害等の被害が予想される学校では、最悪の事態を想定し、地域の災害特性に対応した訓練を実施する。その際、市町の防災部局の被害想定を参考にするとともに、近隣の学校や幼稚園等と合同で学校外の高台へ避難を行なうなど実践的な防災訓練を工夫する。
- ・災害発生時の対応について、保護者との共通理解を推進する。特に、停電等による通信手段の遮断に対応するため、引き渡しのルール等を学校の実情に合わせて設定し、そのルールについて保護者へ周知する。
- ・津波による被害が予想される学校は、大津波・津波警報・注意報発表時のルールについても保護者へ周知する。
- ・避難所の運営を避難住民の自治組織に早期に移行させるために、地域と連携した避難所開設訓練を実施する。

【防災訓練を実施するにあたって連携した関係機関等の例】

- ・近隣の学校、幼稚園、こども園、保育園等
- ・スクールバス事業者
- ・消防署、警察、自衛隊
- ・市町防災部局
- ・社会福祉施設
- ・近隣商業施設

【地域と連携した防災（避難）訓練の事例】

■市町防災部局との連携

加東市では、防災部局が主催する防災訓練が学校を会場に実施されている。自主防災組織、陸上自衛隊、警察署、消防署、消防団、日本レスキュー協会、NTT 西日本等と連携した防災訓練が実施され、災害発生時の行動や安全な避難の方法について確認するとともに、災害時における関係機関や地域の方々の働きについて知る機会となっている。

また、震災・学校支援チーム（EARTH）員を招聘し、児童生徒、教職員、地域住民に対して、避難所における生活や災害への備え等について、講義を行っている。

県立龍野北高等学校では、地域の学校として、災害時の避難所指定を受けており、地域住民と協力して学校がすべきことを理解し、災害時に使用できる機器の取扱いを学ぶため、龍野北高校主催の地域拠点型合同防災訓練を実施している。こうした訓練により、災害時の避難経路や避難所を確認するとともに、災害発生時における初動活動体制、行政や関係機関と地域住民との協調体制の強化を進めている。

■校種間連携

南あわじ市立沼島中学校では、保育園・小学校・地域と連携し、防災（避難）訓練を実施している。訓練では、中学生がリーダーシップを発揮し、小学生や幼児、高齢者の方を気遣いながら避難することにより、自助に加えて共助の大切さを実感した。また、地域の防災設備である防潮堤を見学することで、防災意識が高まった。

訓練後に地域防災会議を開催し、教職員は地域とともに安全な避難経路等について考え、共通理解を図った。



保育園・小中学校、地域が連携した
防災（避難）訓練

■特別支援学校と民間バス会社が連携した スクールバスの防災訓練

県立あわじ特別支援学校では、民間バス会社と連携したスクールバスの防災訓練を実施した。

児童生徒がスクールバスに乗車中に災害が発生した場合のスクールバスと学校との連絡方法を確保することを目的として、学校とスクールバス会社と地域の公共交通機関である民間バス会社が連携する仕組み作りを行った。災害発生時には携帯電話の通話が困難になることが予想される。そうした状況下で、スクールバス乗務員は民間のバスと合流し、そのバスに搭載されている IP 無線を使用してスクールバスの状況を民間バス会社の基地局へ発信。学校から担当者が民間バス会社の基地局へ情報を取りに行くという仕組みで、合同防災訓練も実施した。



民間バス会社と連携した
スクールバスの防災訓練

【関係機関と連携した障害のある幼児児童生徒の防災（避難）訓練】

障害のある幼児児童生徒の場合、通常の防災訓練に関する知識や技能だけでなく、一人一人の障害の状態に応じた防災に関する備えが欠かせない。医療や福祉等の関係機関と連携を図りながら、防災（避難）訓練の機会を通して繋がりを築き、支援体制の確立に臨む必要がある。次のような情報を盛り込んだ計画を個別に作成し、関係機関で共有しておくことが求められる。

- 緊急時の情報伝達ルート
- 健康状況、要支援情報、必要な配慮
- 普段利用している医療、かかりつけ医
- 保護者の不在時や被災に備えて、支援にあたる代替者や補助者を定めるなどのバックアップ体制の確保
- 避難支援時の留意事項（人的協力体制、避難先（医療機関や福祉避難所などの搬送先を含む）
避難支援手段（車両、移動用具等）
- 避難時に携行する医薬品
- 避難場所・避難経路（居住地から避難所への避難ルートを記載したマップ）
- 避難先での留意事項等

参考：防災訓練はじめての一步！ Vol.2（兵庫県）

また、障害や病気などにより個別の支援が求められる児童生徒の場合は、以下のような視点に基づき、関係者と連携しながら個別に計画を作成することが求められる。

- 車椅子等の持ち出し
- 医療的ケアに必要な機器や薬の持ち出し
- 医療的ケアの必要な児童生徒に対する看護師不在時の対応
- 食物アレルギーのある児童生徒、及び、二次調理（刻み食、とろみ剤等）の必要な児童生徒への非常食の確保
- 心理的に不安定になりやすい児童生徒への対応等

【要配慮者への支援】

災害が発生した場合、地域に居住する要配慮者（高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等）が学校に避難してくることが想定される。市町防災部局と連携し、情報の伝達方法や避難所における居住スペースの設定等に留意した訓練を心がける。



外国語での説明表示



聴覚障害者への対応例

第3章 災害発生時の危機管理

1 児童生徒の安全確保

災害時は、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に止めることを基本とし、学校防災体制の整備を図る。

災害発生 の 時間帯等によっては、担当者が不在で学校防災体制の組織が機能しない可能性がある。例えば、発災当初、学校に参集した教職員の人数が少ない場合には複数の役割を兼務するなど、対応可能な教職員の人数や被害の状況等に応じて柔軟に対応できるシステムを整備しておく。

(1) 学校災害対策本部の設置

災害の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応にあたる。

あらかじめ全ての担当を固定してしまうのではなく、災害の種類や発生時間帯（授業中、休み時間中、勤務時間外等）に応じ、臨機応変な体制を組むよう留意する。特に発災から一次避難場所での点呼完了までは担当を固定せず、その場で役割分担をした後に行動することにより、学校不在の教職員がいる場合でも対応が可能になる。

業務	内 容	主な必要物
学校災害対策本部	- 情報収集 - 他班との連絡調整 - すべての児童生徒や教職員に説明 - 市町の災害対策本部、教育委員会、PTA 等に連絡 - 状況を判断し、必要な物資を要求 - 報道関係等、外部との連絡の承認 - 記録日誌、教育委員会への報告書作成 - 応急対策の決定 - 校内放送等による連絡・指示 - 非常持ち出し品を搬出	- 緊急プラン - 学校の敷地図 - ラジオ - ハンドマイク - 懐中電灯 - 緊急活動の日誌 - トランシーバー - 携帯電話
安否確認・避難誘導	- 揺れがおさまった直後に負傷の程度をできるかぎりの確に判断する - 指定避難経路や別の経路を使って、避難させる - 行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告する - 児童生徒の不安の緩和 - 医療援助を求めるかどうかの決定	- クラスの出席簿（名簿） - 拡声器（メガホン） - ホイッスル - 懐中電灯
安全点検・消火	- 被害状況を把握（ライフライン） - 初期消火 - 施設等の構造的被害程度を調査し、本部に報告 - 避難及び救助活動の支援 - 安全点検 - 近隣の危険箇所の巡視	- 消火器 - 軍手 - 道具セット - 安全点検表 - 革手袋 - ヘルメット
救急医療	- 応急手当 - 負傷や応急手当の記録をとる - 応急手当用備品の確認 - 医療の援助が必要かどうかを決める - 関係医療機関への搬送、連絡	- 救急箱 - 担架 - 毛布 - 健康カード - 水 - A E D
救護	- 職員を2人1組からなる数チームに分け、それぞれ特定の区域の負傷者の救出、救命にあたる - 常に複数で行動する - 各教室、体育館、トイレ等のチェック - 負傷者や危険箇所等の通報のチェック	- ヘルメット - のこぎり - 革手袋・軍手 - 防塵マスク - トランシーバー - バール・斧 - 丈夫な靴 - 毛布・担架

業務	内 容	主な必要物
保護者連絡	- 電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等での連絡 - 引き渡し場所の指定 - 保護者や後見人に、児童生徒を引き渡す作業の開始 - 身元確認	- 児童生徒引き渡しカード - 名簿 - 集合場所のクラス配置図
応急復旧	- 被害状況を把握 - 応急復旧に必要な機材等の調達、管理 - 危険箇所の処理 - 授業教室を確保 - 明白な構造的被害や他の危険がある場所を立入禁止にする - 避難場所の安全確認	- ヘルメット - 被害調査票 - 校内図 - ロープ - 標識
避難所支援	- 学校の場所がすぐわかる所に、班員を派遣し、保護者、消防隊、救助隊、警察、医療職員に適切な場所を指示 - 避難者の受付をし、名簿の作成や避難生活の状況を把握 - ボランティアを希望する人を受け入れる準備 - トイレ設備をつくる - ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認 - 必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める - 避難所の統合・廃止の計画 - 関係機関への報告連絡	- マスターキー - ラジオ - 間仕切り用ダンボール - 校内配置図 - 保護者への文書による指示 - ボランティアの仕事の内訳 - トイレの備品 - 職員の表示 - ビニール袋 - ロープ・テープ

※上記については、あくまで例であり、学校規模や状況によっては必要な業務内容の優先順位を決めて実施する。

(2) 緊急時の児童生徒の保護者への引き渡しと待機の判断

事前に作成し保護者に周知した引き渡しのルールに従って、引き渡しの判断をする。引き渡すことを決定した場合は、訓練等で確認した手順により、引き渡す。

学校に待機させることになった場合は、情報収集に努め、下校後の安全が確認できた段階で、引き渡しを実施する。（「第1章 1 (2) イ 児童生徒の引き渡しについて」参照）

学校等での待機は、状況により長時間に及ぶことも考えられる。児童生徒を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- 不安や恐怖を訴える児童生徒には、教職員が寄り添い心のケアにあたる。
- 近隣からの火災の対応や津波等からの対策が十分にとれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応等も考えておく。
- 校外に避難する場合、冬などは、防寒の対策をとっておく。

(3) 安否確認

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな災害が起こった場合は、事前に決めている連絡方法（電話、電子メール、SNS、防災無線、有線放送、災害用伝言サービス、地域の掲示板等）を用いて安否確認を行う。

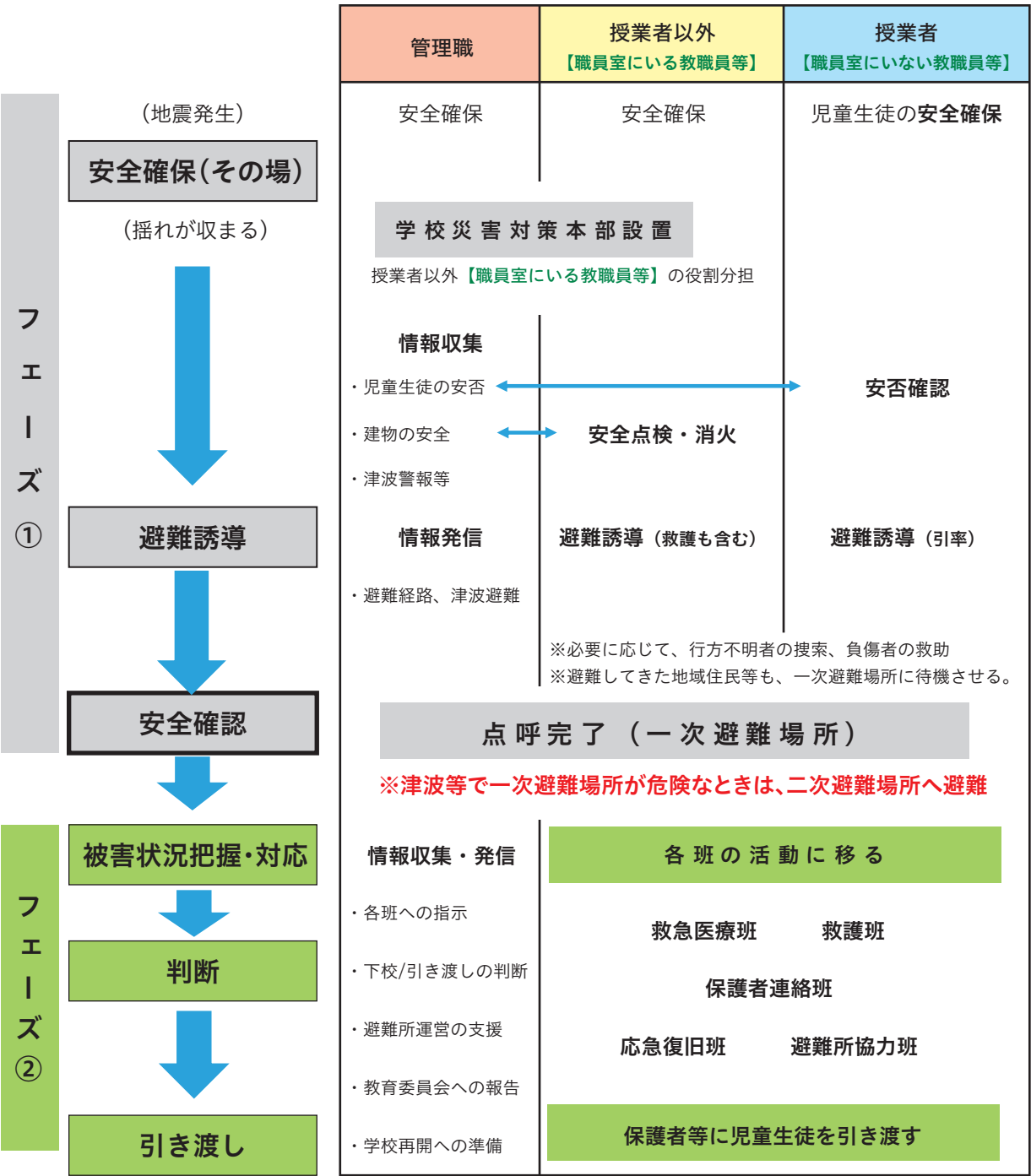
なお、教職員が直接家庭や避難所等を訪問して安否確認をする場合も多いと考えられるが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう留意する。（「第1章 1 (1) イ 学校防災計画策定上の留意点 (2) ア 緊急時の連絡方法について」参照）

- 〈安否確認において収集する情報例〉
- 児童生徒及び家族の安否と負傷の有無
 - 被災状況（児童生徒の状況、困っていること等）
 - 居場所（避難先）
 - 今後の連絡先・連絡方法
 - 他の安否確認できていない児童生徒の情報

2 地震・津波等発生時の基本的対応

(1) 授業中及び休み時間中

※【 】内は休み時間中に地震が発生した場合の対応者



※ 行動例 参照したい校種をクリック

小学校

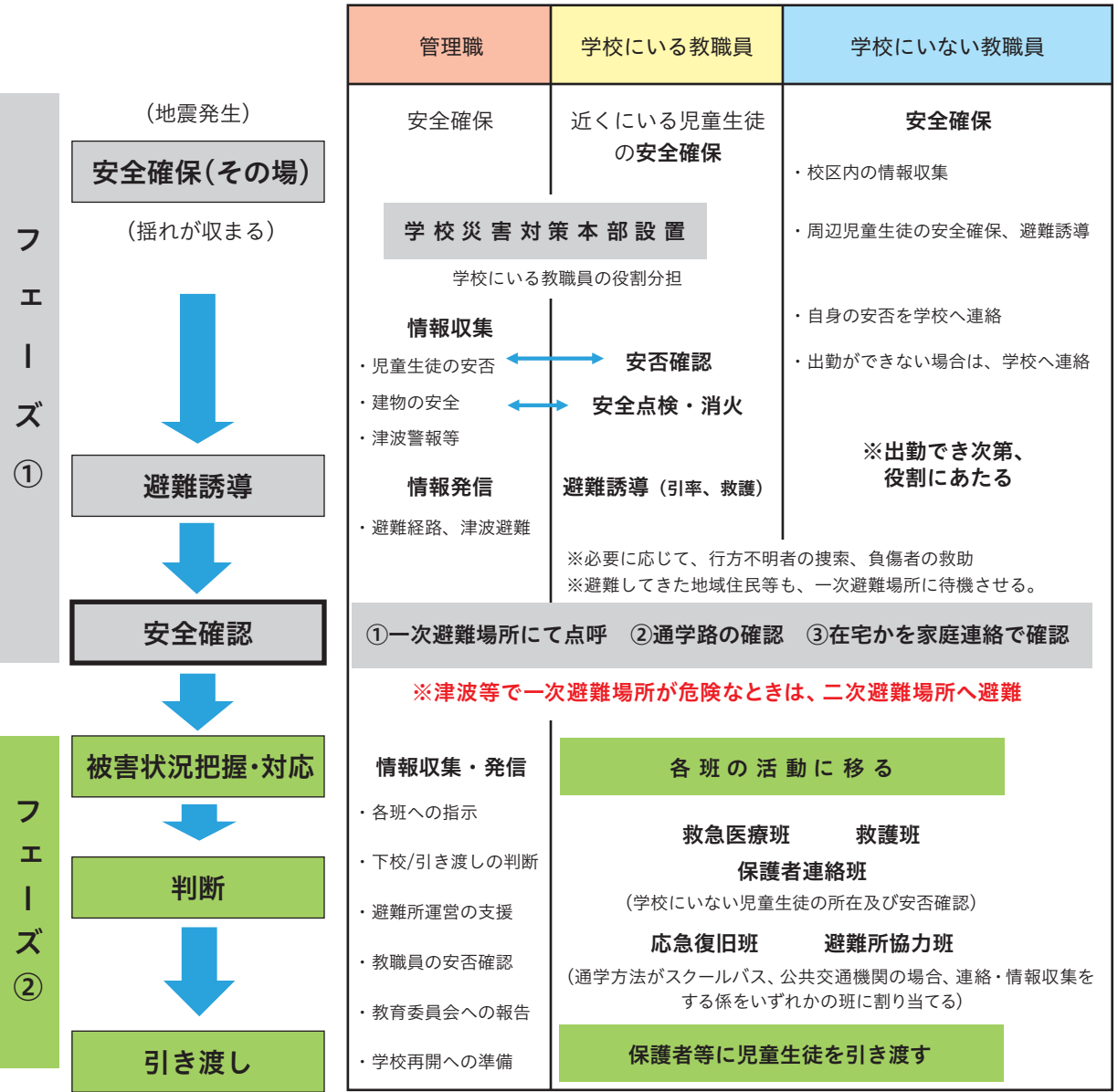
中学校

高等学校

特別支援学校

行動例は役割ごとにやるべきことの内容をWBS(Work Break down Structure)にまとめている。
学校の実情に合わせ、カスタマイズして使用する。(データは教育企画課 HP よりダウンロード可)

(2) 登下校中



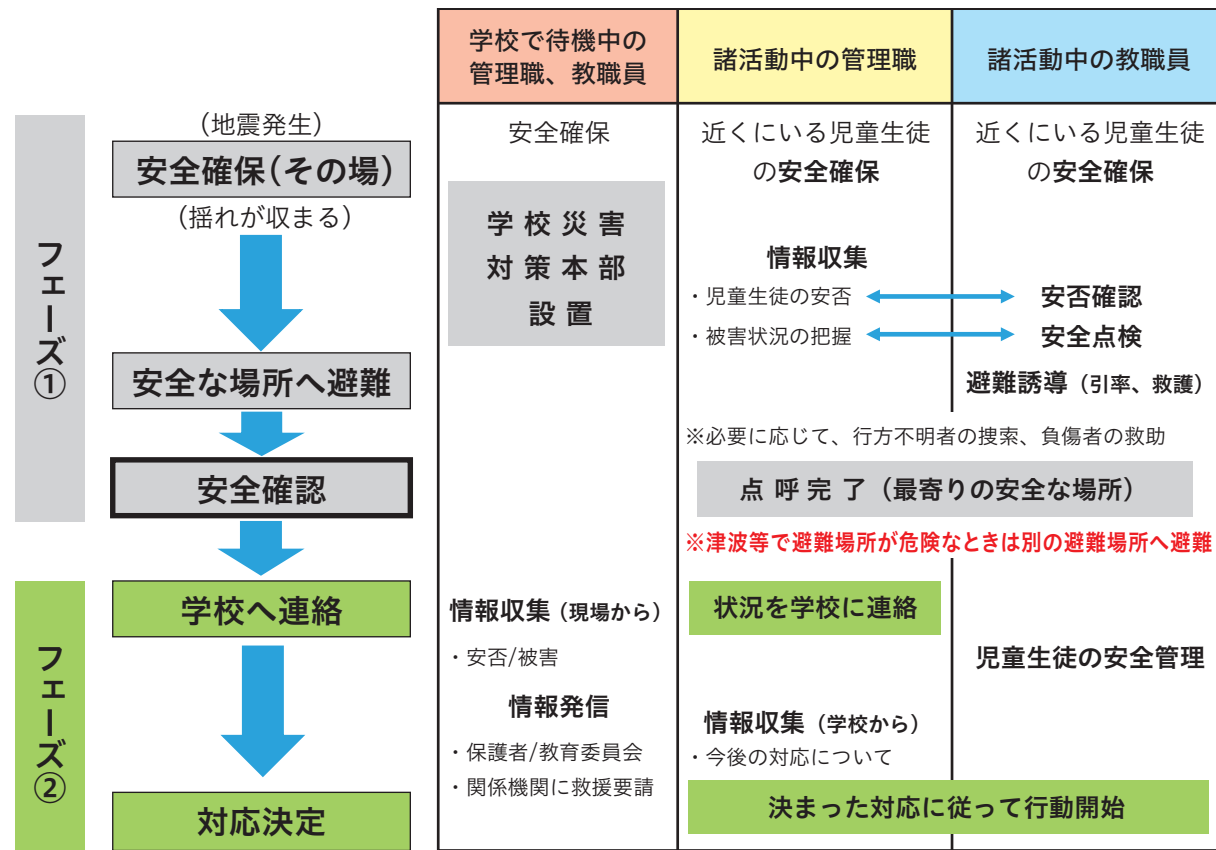
フェーズ②の各班の活動については、班の活動内容にとらわれることなく、学校にいる児童生徒数、校種や学校規模によって柔軟に対応すること。

- (例) 特別支援学校
- ・在校児童生徒対応係
 - ・自力通学生対応係（自力通学路の確認、通学生の状況確認等）
 - ・スクールバス対応係（バスを学校に戻すか、待避場所で保護者に引き渡すかの判断等）

〈登下校中の地震発生に備えて日頃から実践しておくこと〉

- ・児童生徒の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒に周知する。
- ・家庭や通学路で津波被害が予想される場合の避難場所を決めておく。
- ・児童生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、日頃から災害に対処する力の育成を図る。
- ・交通機関を利用する児童生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生したときは、乗務員等の指示に従うよう指導し、発達の段階に応じて児童生徒の身を守るための判断力の育成を図る。
- ・スクールバスを利用している場合の対応について、事業者や乗務員と確認しておく。

(3) 学校外の諸活動中



〈学校外の諸活動中の地震発生に備えて事前に準備しておくこと〉

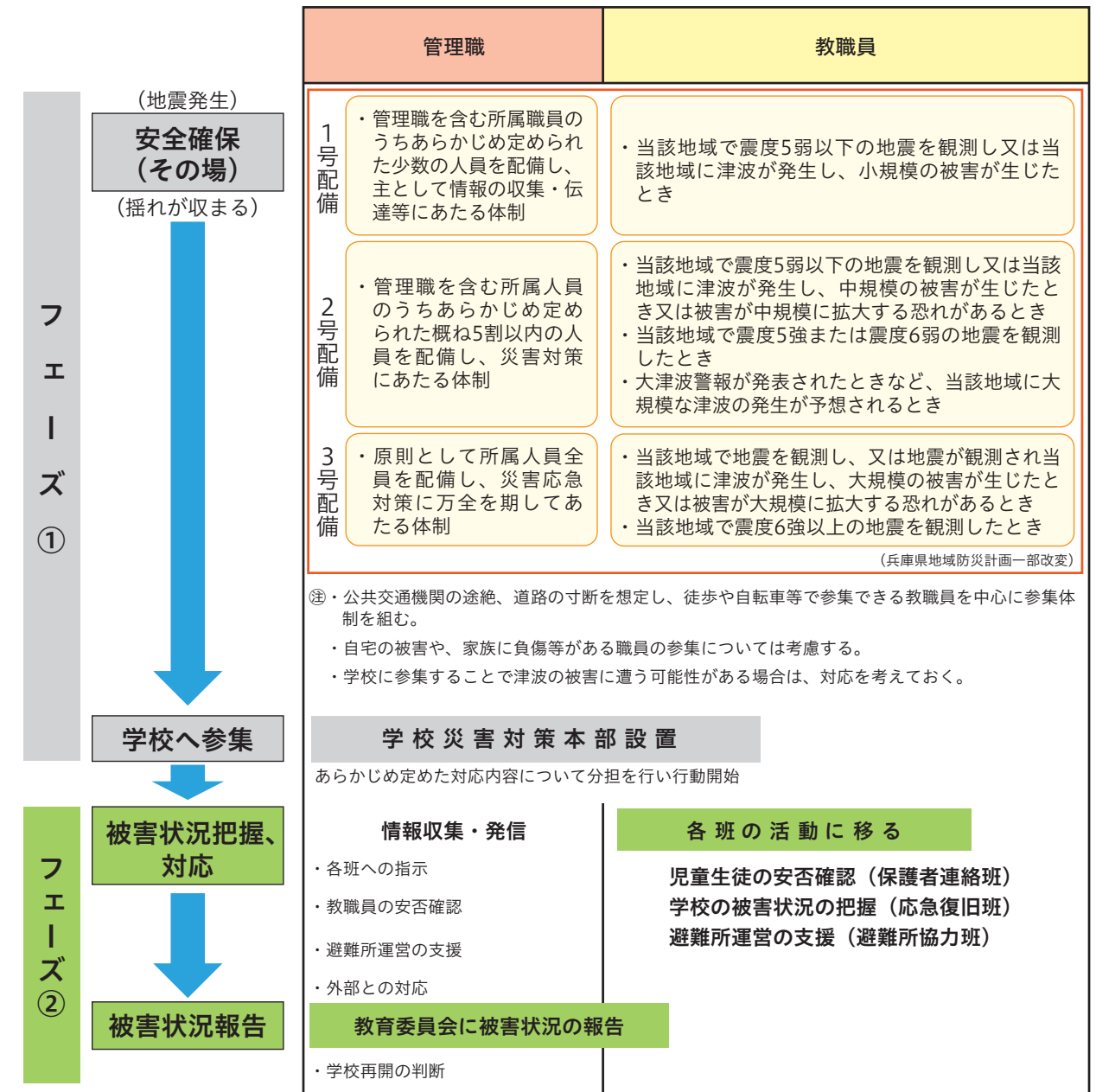
- ・実施計画の作成にあたっては、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者にも周知しておく。
- ・利用する施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せをしておく。
- ・ラジオ、テレビ、電話等で、地震の規模や被害状況、津波警報等の気象情報を得られる準備をしておく。
- ・最寄りの病院等の医療機関を確認しておく。

学校の対応

安全確保	・室内での初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に移動する。 ・教職員は、落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えない。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢を取らせる。 ・地下鉄の駅では、避難する人が出口に殺到するおそれがあるので、駅員等の指示に従って、落ち着いて避難させる。
安全な場所 に避難	・負傷者がいる場合は、応急手当をし、病院等の医療機関と連携して対応する。 ・海岸では津波、山間部では、土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。
宿舎での 対応	・宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 （災害発生時） ・避難開始前に、児童生徒の人数確認を確実にし、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。

(4) 勤務時間外

勤務時間外においては、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などにに基づき、児童生徒等の安否確認及び、必要とされる対応（各係又は班の業務内容）を行う。



〈必要な準備〉

- ・参集の基準や参集後の対応についてマニュアルに明記する。
- ・参集できる教職員の中に管理職が含まれない場合は、事前に責任者を決めておき指揮命令系統を明確にしておく。（複数責任者を選び、順位づけをしておく。）
- ・教職員緊急連絡網の整備
- ・児童生徒及び保護者の安否確認体制整備
- ・教職員の参集よりも地域住民の学校への避難が早いと想定される場合は、事前に市町防災部局、地域（自主防災組織）と協議し、対応を決めておく。

3 気象災害への対応

大雨、台風、大雪などの際に児童生徒の安全を確保するためには、臨時休業や学校待機等の措置を執ることが求められる。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報などの正確な情報を早期に収集し、適切に判断することが大切である。

(1) 休校等の措置の判断基準

大型台風などで「早期注意情報（警報級の可能性）」がある現象が予想される場合、気象庁より5日前から情報が発表される。順次発表される気象情報を活用し、警報・注意報等により翌朝の登校時又は登校後に危険性が予想される場合は、前日（登校前）に臨時休業や始業時刻を遅らせる等の措置を判断し周知する。

- 判断基準（例）
- 気象情報の「早期注意情報（警報級の可能性）」で学校を含む市町の「警報級の可能性」が「高」の場合
 - 公共交通機関の計画運休が発表された場合
 - 最新の兵庫県気象情報で翌日に予想される1時間雨量が多い所で○mm、24時間降水量が多い所で○mm以上である場合
 - 最新の兵庫県気象情報で翌日に予想される最大風速（最大瞬間風速）が○m（○m）以上である場合
- ※ 過去の気象災害時のデータや【参考となる情報】をもとに設定する。

【参考となる情報】

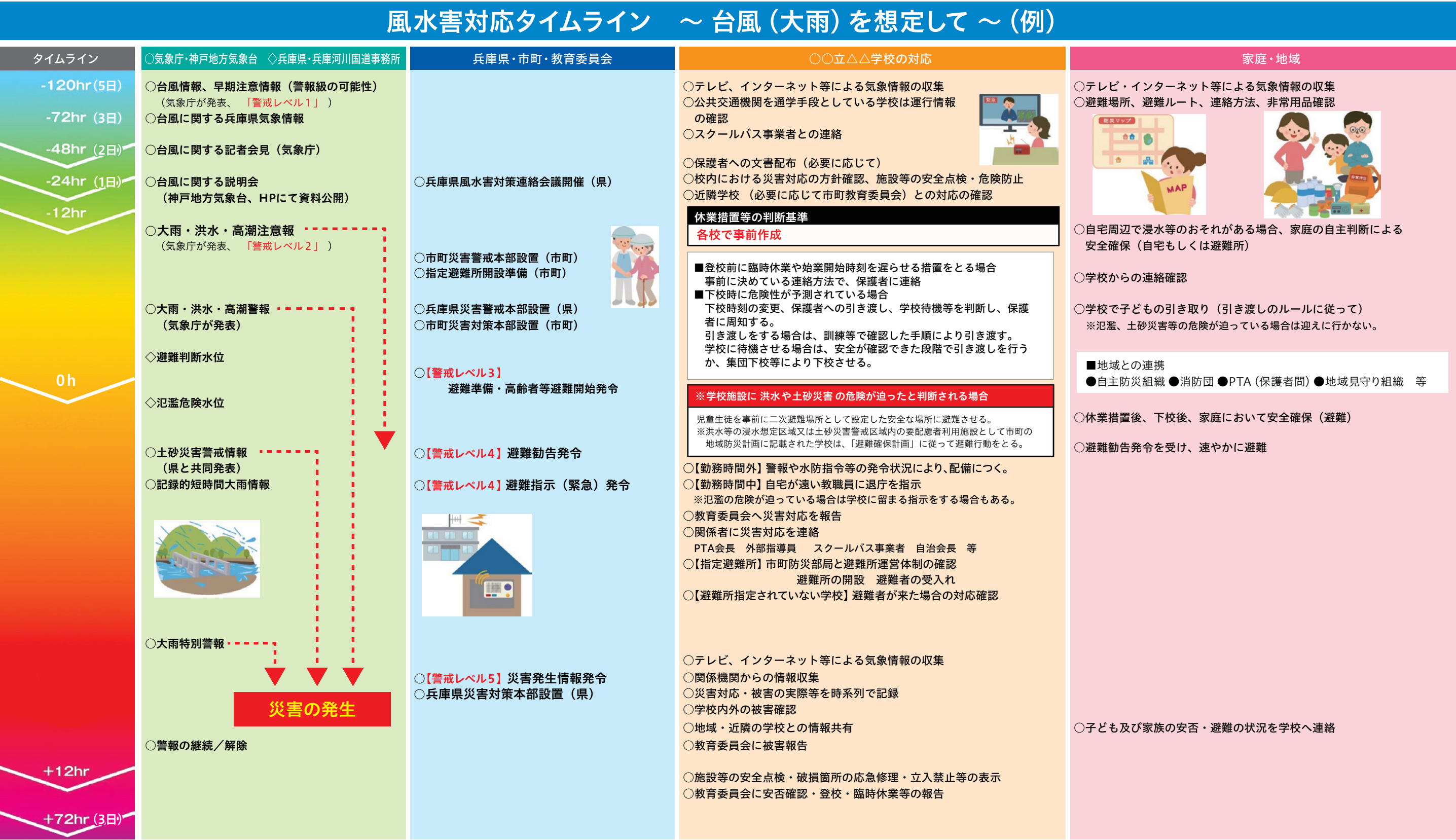
- 気象庁 兵庫県気象情報
https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/332_index.html
- 気象庁 防災情報 「早期注意情報（警報級の可能性）」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/332.html>
- 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/amekaze/amekaze_ura.png
- 5段階の警戒レベル

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとみましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）	
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重なる避難を促す場合に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等		
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等		
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。		
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)			

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

(2) 風水害対応例

台風（大雨）に関しては、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められる。
ここに記載した対応例を参考に、事前に準備を行っておく。



※校外活動中（遠足、修学旅行、自然学校等）についても対応を考えておく。
※大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

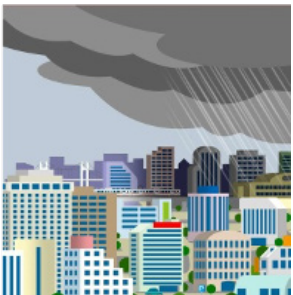
(3) 雷・竜巻への対応

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ち、グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われている。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことなどから、発生時には迅速な対応が求められる。

児童生徒が在校中に雷や竜巻が発生した場合の対応を確認しておくとともに、登下校中に発生する場合もあるので、児童生徒が自らの生命を守る行動がとれるよう、その行動について事前に指導しておく必要がある。

ア 雷への対応における留意点

〈積乱雲が近づくサイン〉（気象庁提供）
以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し（サイン）であり、まもなく、激しい雨と雷がやってくる。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもある。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

【避難の留意点】

- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させる。（学校の対応を保護者等に連絡する。）

【登下校中等屋外にいた場合の避難行動】

- 近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにする。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。
- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探して足をそろえてしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れる。

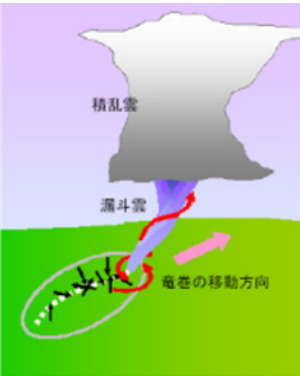
〈安全な避難場所〉

- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全である。
- 木造建築の内部も基本的に安全である。全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全である。

参考：学校の危機管理マニュアル作成の手引き（文部科学省）

イ 竜巻への対応における留意点

- 〈竜巻の予兆〉
- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
 - 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
 - 冷たい風が吹き出す。
 - 大粒の雨やひょうが降り出す。
- 〈竜巻が起こったら〉
- 「ゴー」という音が聞こえてくる。
 - 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見える。
 - トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりする。



気象庁提供

【避難の留意点】

- 教室にいる場合
 - ・飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引く。
 - ・窓ガラスからできるだけ離れる。
 - ・丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るなどの避難姿勢をとる。
- 教室以外の校舎内にいる場合
 - ・雨戸やシャッターを閉じる。
 - ・風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
 - ・壁に近い場所で避難姿勢をとる。
 - ・建物の最下階に移動する。
- 体育の授業や部活動などで屋外にいる場合
 - ・校舎など頑丈な建物に避難する。（物置やプレハブ（仮設建築物）などには避難しないようにする）。

【登下校中等屋外にいた場合の避難行動】

- 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- 橋や陸橋の下には行かないようにする。
- 近くの頑丈な建物や地下などに避難する。
- 建物や地下に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

参考：学校の危機管理マニュアル作成の手引き（文部科学省）



4 学校施設・設備の被害状況の点検

二次災害の発生を防止し、また、早期に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被害状況を点検し、危険箇所については、立入禁止の標識やロープを張る等の措置を講じる。できるだけ早く専門家の応急危険判定を受ける。

学校の対応	
安全確保	- 天井等の非構造部材の落下、転倒等の安全確認を行う。 - 学校施設・設備の整理をするときに安全確認を行う。 - 理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。 - 危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う。
ライフラインの点検	- ライフライン（電気・水道等）が使用できるか点検し、必要な処理を行う。 - ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。 - 給水タンクの残りの水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。 - プールの水は多くの活用例があり生活用水としての使用方法も検討する。
復旧対応	- 校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。 - 施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 - 教育委員会、災害対策本部と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める。

危険箇所の判断は誰がどの基準で行うか？

建物の危険度判定は専門家に任せなければならないが、立入禁止の判断や指示は、原則として管理者である校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損害が新たに発生したかを速やかに発見できるようにしておくことが大切である。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破損である。

鉄筋コンクリート

柱・梁＝鉄筋が見える、深い亀裂 壁＝大きく深い亀裂、×字形の亀裂

鉄骨造り

柱・梁＝折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁＝破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

木造

柱・梁＝傾く、接合部が外れる

〈点検箇所をわかりやすく表示〉

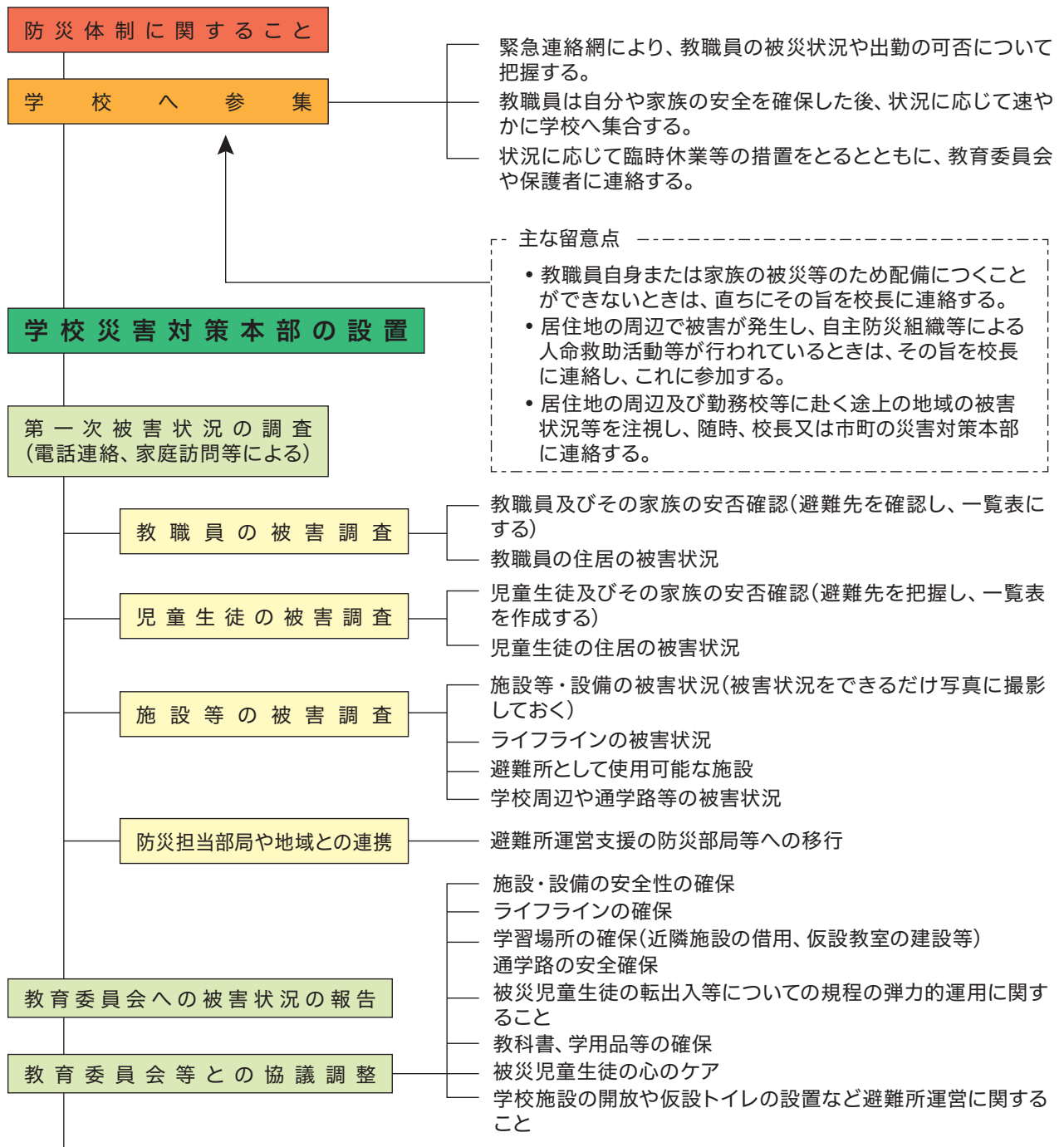
- 点検結果を模造紙などに拡大した校舎配置図に記入する。
- 点検結果は、職員室に掲示するとともに避難場所などにも掲示することで避難住民にも情報を伝達する。（二次被害を防ぐにも重要）
- 色分けなどで危険箇所をわかりやすく表現する。

(EARTH ハンドブックより)

5 学校再開に向けた対応

災害の発生時刻や被害の状況により初期対応は異なってくるが、ここでは、阪神・淡路大震災の経験に基づき、教職員、児童生徒の学校不在時に発生した場合についての基本的な対応等を示す。

校長は学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被害状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら、教育活動の早期再開に向けた以下のような取組を進めるとともに、被災した児童生徒の心のケアにも十分配慮し、最善の対応に努めることが大切である。

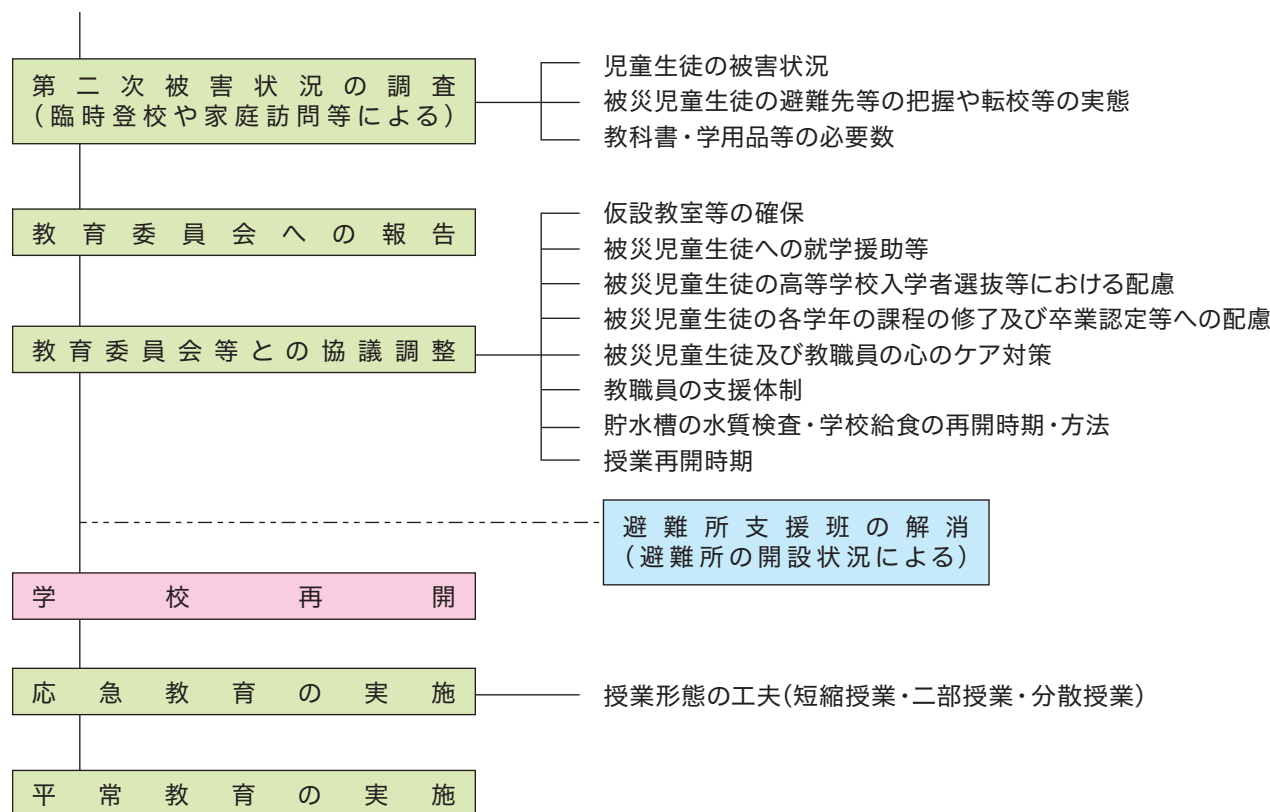
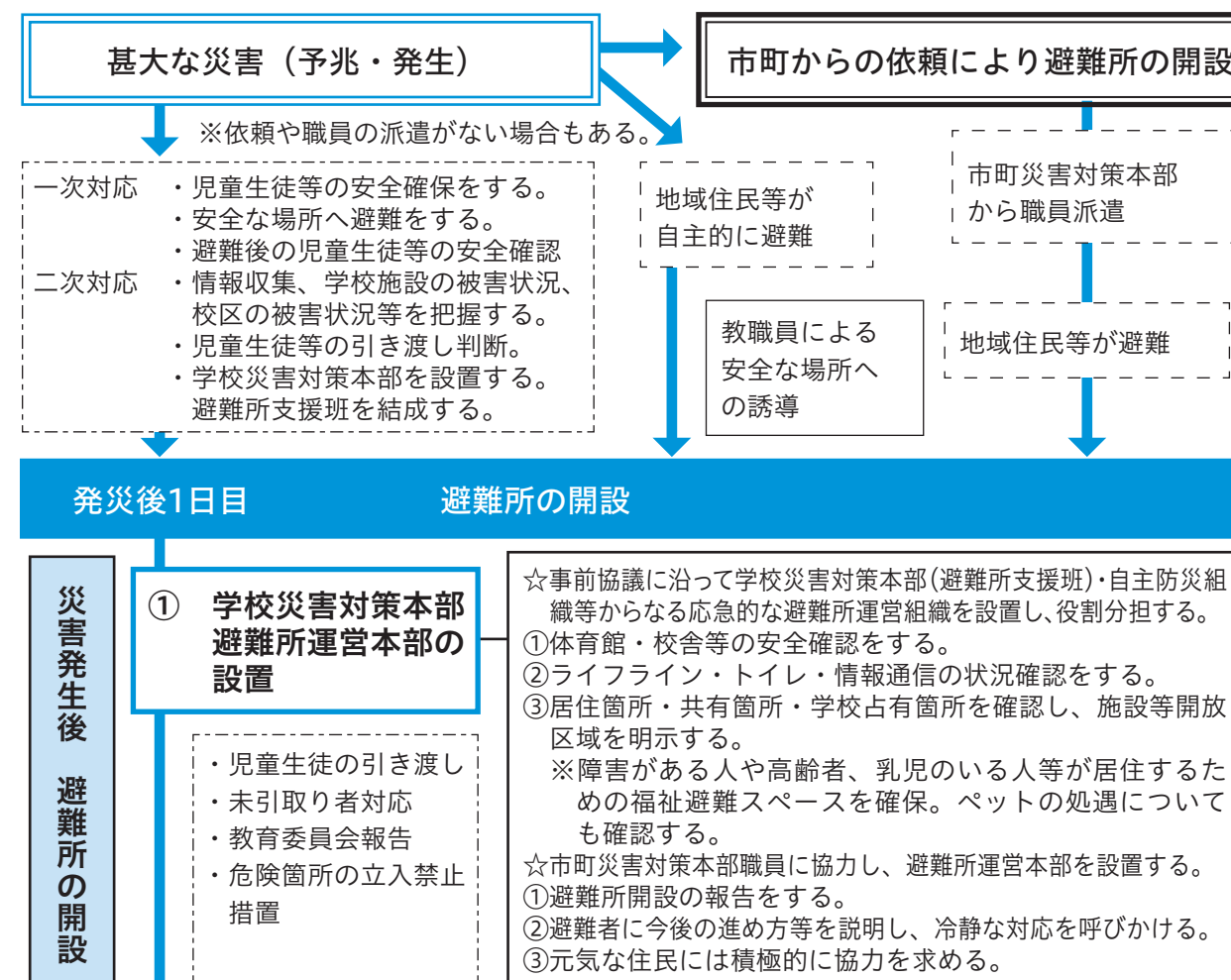


第4章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

1 避難所としての学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における教職員の果たすべき最も重要な役割は児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化である。しかし、阪神・淡路大震災のように災害の程度及び規模が非常に大きく、市町の行政対応能力を超えた場合については、市町の職員だけでは全ての避難所の対応が事実上不可能であり、避難所の開設や運営を教職員が支援することが求められる。避難所運営については、避難所の状況等を踏まえ、被災者で組織された避難所自治運営組織による自主的運営が行われるよう、市町と連携して自主防災組織等に働きかける。

なお、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校においても、災害の規模や被害の状況、地域の実情等により緊急の避難所となることが想定される。このため、各学校にあっては、避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行い、市町の防災担当者や地域の自主防災組織のリーダー等と定期的に協議しておくことが必要である。



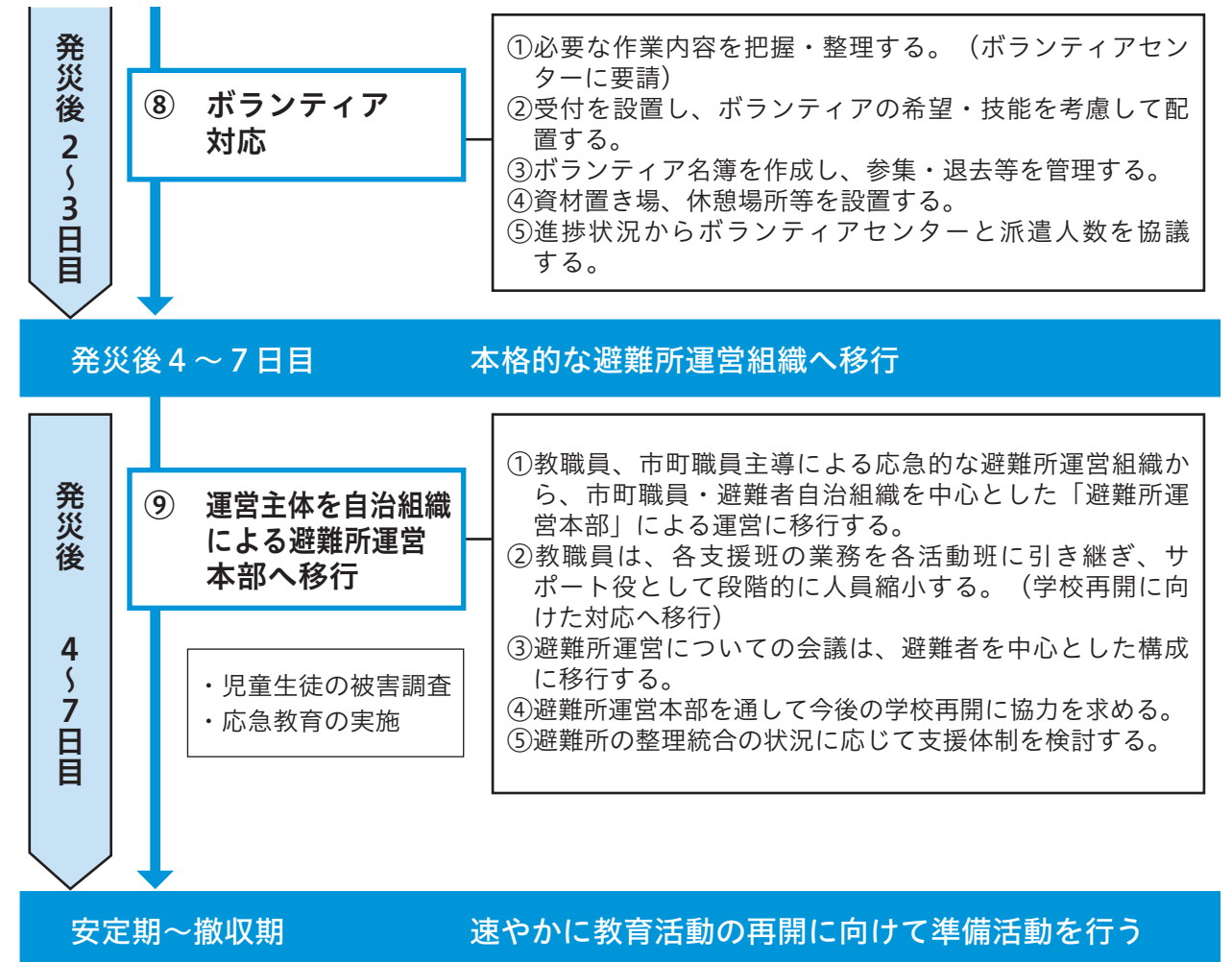
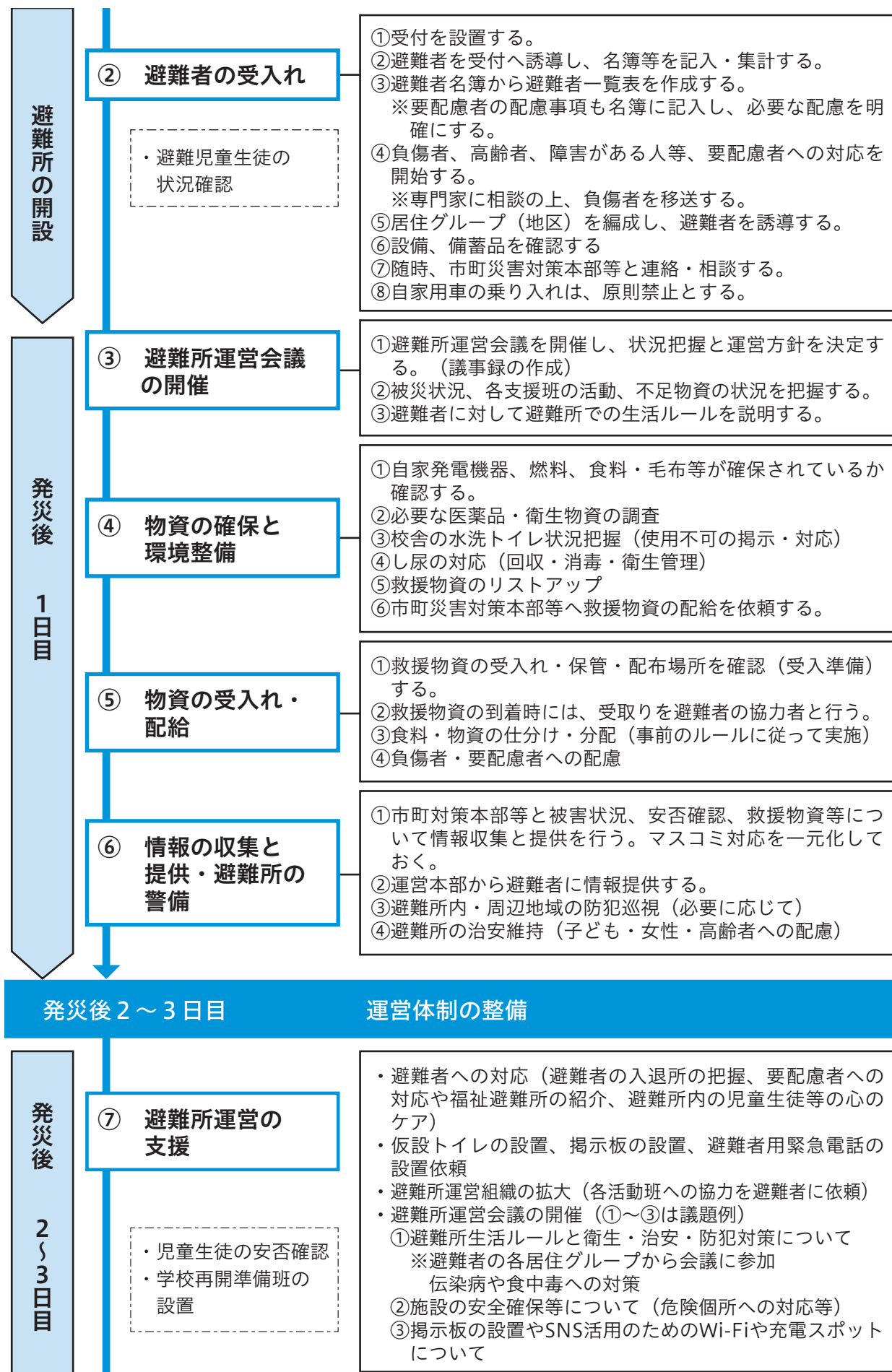
応急教育

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や施設が大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけた。当初は、短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業であった。そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、児童生徒の心のケアの上からも重要な意味を持っていた。



廊下に机をならべて学習する児童

（神戸新聞社提供）



※日数は教職員による避難所運営支援を7日間で終わると想定した場合の目安
災害の規模、避難者数によってはこの限りではない。

教職員が避難所支援にあたる場合の基本

- 避難所支援にあたる教職員の組織について
 - ・教職員の健康等に配慮して、避難所支援する教職員を固定しない。
 - ・突発的な対応に備え、3名以上のチームを複数編制する。
- 避難所運営について
 - ・運営上の特記事項や避難者で決めたルールなどの決定事項を引き継ぐ。
 - ・チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。
 - ・休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。
- 自主防災組織による運営について
 - ・自治会等の自主防災組織による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。

〈参考〉

『『大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）』の周知について』（文部科学省 事務連絡 平成30年7月27日）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf

2 学校における避難所運営業務

避難所運営業務の内容や期間については県地域防災計画に示されており、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時においては、学校に避難所が開設された場合、教職員は校長等の職務命令により、避難所運営業務に従事できる。

その際、教職員は教育活動の早期再開に向けた準備にも携わることが考えられるため、管理職は、教職員の健康等を十分に配慮した上で、過度の業務とならないよう教職員の体制づくりに配慮が必要である。

■兵庫県地域防災計画（令和2年1月修正版）

- 地震災害対策計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第3章 円滑な災害応急活動の展開
- 第4節 避難対策の実施
- 第2 内容
- 3 避難所の開設・運営等
- (1) 避難所の開設
 - 原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。
- (2) 避難所の追加指定等
 - 市町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が、生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。
 - また、被災市町域内の避難所では、不足する場合には、市町域外での避難所開設も行うことができることとする。
- (3) 開設期間
 - 市町は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。
- (4) 避難所の運営
 - ① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。
 - ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。
 - ア 施設等開放区域の明示
 - イ 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ウ 情報連絡活動
 - エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - オ ボランティアの受入れ
 - カ 炊き出しへの協力
 - キ 避難所運営組織づくりへの協力
 - ク 重傷者への対応

【避難所運営組織の例】

総 務 班	・ 運営本部会議の事務局 ・ 避難所記録 ・ 避難者の状況把握等 ・ 地域（在宅避難者）との連携
避 難 者 管 理 班	・ 避難者名簿の作成・管理 ・ 問い合わせ・取材への対応 ・ 郵便物・宅配便の取次ぎ
情 報 班	・ 災害対策本部やラジオ等から情報収集 ・ 避難所外向け、内向けの情報発信 ・ 避難所内の情報掲示板で周知
食 料・ 物 資 班	・ 食料・物資の調達・受入れ・管理・配給 ・ 炊き出し
施 設 管 理 班	・ 危険箇所への対応 ・ 防火・防犯、定期的な巡回 ・ 鍵の管理
保 健・ 衛 生 班	・ 医療活動の支援 ・ 衛生管理、ごみ・風呂・トイレの管理 ・ ペットへの対応 ・ 生活用水の確保
要 配 慮 者 支 援 班	・ 要配慮者の配慮事項の聴き取り及び支援 ・ 要配慮者名簿の作成 ・ 要配慮者用相談窓口の設置等 ・ 女性・子どもの安全の確保 ・ 外国人の対応
ボ ラ ン テ ィ ア 班	・ ボランティアの受入れ・管理 ・ 支援団体の調整
福 祉 班	・ 駐車スペースの確保 ・ 避難所支援班と連携し、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、外国人等）の避難スペースを確保 ・ 車椅子利用者やオストメイト、子ども連れの人などが使えるトイレの確保 ・ 在宅・車中泊避難者の情報があれば共有 ・ 避難者への連絡事項をわかりやすい表現、方法で情報発信 ・ 福祉避難所が開設され次第、専門家と相談の上対象者を福祉避難所へつなぐ

3 学校施設・設備の防災機能の強化

阪神・淡路大震災においては、県立学校 174 校中 152 校（分校も 1 校に数える）、市町立学校（神戸市立を含む）1,830 校中 944 校が何らかの被害を受けた。その内、幼稚園 5 園、小学校 15 校、中学校 17 校、高等学校 11 校の計 48 校の建物が甚大な被害を受け、取り壊すこととなった。

こうした事態を教訓として、県や市町においては耐震化工事が進められてきた。今後は、災害時に避難所となることを想定して防災機能の強化を図っていく。

(1) 災害発生初期段階における防災機能

ア 災害発生時における学校の役割は、外部の救援体制が整うまでの初期段階において、児童生徒、教職員及び学校に避難してきた人々の安全を確保することにある。学校が近隣で一番安全な施設の一つであるとの住民の認識に応え、学校施設の耐震性能を強化することに加え、避難所としての防災機能を兼ね備えた施設として整備することが求められている。

	具 体 方 策
避難所としての施設等の配置及び整備	・災害時における円滑な学校教育活動の早期実施、避難所運営のための中枢となる職員室、保健室等の確保 ・負傷者、高齢者や障害者等のための救護室や福祉避難スペースの確保 ・火災拡大の緩衝となる緑地帯の整備及びスプリンクラーの設置 ・住民の避難場所となる運動場、体育館等の学校施設の設定及び設備配置案内板の校内設置
ライフラインの確保	・停電時でも対応できるソーラーシステム等の自家発電装置の導入 ・雑用水、消火用水確保のための耐震プール及び井戸の設置 ・防火用水、貯水槽の耐震強化 ・飲料水確保のための浄化装置の設置 ・飲料水供給のための給食施設の耐震強化及び熱源の複数化 ・校内の給水、ガス等の配管の免震化 ・児童生徒及び避難者の救援物資供給のための余裕教室の転用又は新設による備蓄倉庫の設置
非常時における情報の収集及び発信	・電話回線以外の防災無線等の導入 ・非常時に優先使用できる電話回線の設置 ・インターネット等多方面への情報提供及び収集 ・救急、緊急ヘリコプター等の上空からの位置確認を容易にするため、屋上への校名、方位等の表示

イ 留意事項

- (ア) 学校施設に付加する防災施設の設置目的等については、災害時に在籍する児童生徒や避難住民などの防災対策を実施する上で有効である。
- (イ) 防災施設の整備については、学校教育活動にも利用ができるなど、通常の学校機能の質的向上が図られるよう配慮する。
- (ウ) 備蓄倉庫については、物資の種類や量に応じた規模、設置場所及び余裕教室の転用又は新設等の設置方法について、学校、教育委員会、防災担当部局で協議する。
- ※ 「第1章 1 （5）備蓄」参照
- (エ) 災害の拡大防止のための防災緑地の平常時の有効活用と学校教育環境向上のための維持管理に配慮する。

(2) 学校と避難所が共存する場合における防災機能

ア 学校が一定期間避難所となり、行政機関や自主防災組織が機能する段階においては、児童生徒を中心とした学校教育活動と避難住民を中心とした避難所運営が共存する中で、両者の運営が円滑に行える施設として整備することが重要である。

このため、平常時においては、学校教育施設を活用した生涯学習施設としての機能を備えるなど、より一層学校が地域に開かれた施設となるよう、地域コミュニティの中核施設としての機能を持った整備に加え、災害時における緊急車両、救援物資の搬入等の救援活動を行うスペースが確保できるなど余裕を持った施設としての整備、さらに高齢者・障害者・外国人等に配慮した施設整備が必要である。

	具 体 方 策
避難所としての施設の提供	・早期の学校教育活動再開に向けた学校運営上必要な施設の確保 ・避難場所として提供する施設（運動場、体育館等）の順位決定 ・避難提供施設の地域住民への周知徹底
提供施設の防災機能の充実	・多数の避難住民の健康管理等に配慮した体育館等の換気機能の整備 ・各種の電気器具の使用に対応できる電気容量の確保 ・多数の避難住民に対応できるよう給排水設備の増設 ・校外住民への情報提供を考慮した屋外スピーカー等放送設備の整備拡充 ・避難者の夜間への対応を考慮した夜間照明の整備 ・避難者の衛生確保（シャワー室等の整備） ・避難者の健康管理等に配慮した空調設備の整備 ・避難者の情報収集に活用できる Wi-Fi 環境の整備
救援活動用のスペースの確保	・救急車、救援車両等の進入路、ヘリコプター発着場所及び駐車スペースの確保 ・救援活動用スペースに地域住民等への周知徹底
高齢者・障害者等への対応	・UD（ユニバーサルデザイン）化（身障者用トイレ、スロープ・手すり、エレベーターの設置 等）

イ 留意事項

- (ア) 避難所指定については、地域防災計画に基づき避難所としての機能が果たせるように、受入人数、必要となる防災設備等について、学校、教育委員会、市町防災担当部局との十分な調整及び連携を図る。
- (イ) 備蓄倉庫等の防災施設の維持管理及び災害時における使用方法については、学校、教育委員会、防災担当部局のそれぞれの責任の明確化を図る。
- (ウ) 緊急活動用の救援車両等が有効に活動できるスペースについては、災害時に確保できるよう施設配置を工夫改善するとともに、災害時の緊急活動用スペース確保について、教職員及び地域住民等への周知徹底を図る。
- (エ) 学校の教育活動への影響を最小限にして、学校再開を早期に実現するために、避難スペースとして開放できる施設と校長室や職員室、保健室等管理上非開放とするべき施設を予め明確化しておく。

4 地域・関係機関との連携

避難所となった学校においては、教育活動の停止期間が1週間を超えないように努力することが求められている。そのため、市町防災担当部局に対し避難所の管理運営について、行政機関への移行手順のガイドライン等の提示を求め、学校は地域の自主防災組織等との連携を密にした取組を推進する。

(1) 避難所における自治組織確立への支援

災害が発生した場合、避難所が開設された学校においては、避難住民との共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要である。学校は避難所における避難住民の自治組織が早期に確立されるようにその支援に努める。

(2) 家庭、地域社会と連携した防災体制の充実

災害時の避難所運営を円滑に行うために、平時から家庭や地域と連携しておくことが大切である。（「第1章 1 (3) 市町防災部局、地域（自主防災組織）との連携」参照）

また、学校の状況を知る元教員や教職経験者からの支援は、大きな力となる。災害発生時には、教職OB等による支援を施設復旧や応急教育等に組み入れることで、教職員の負担軽減、学校の早期再開につなげることもできる。

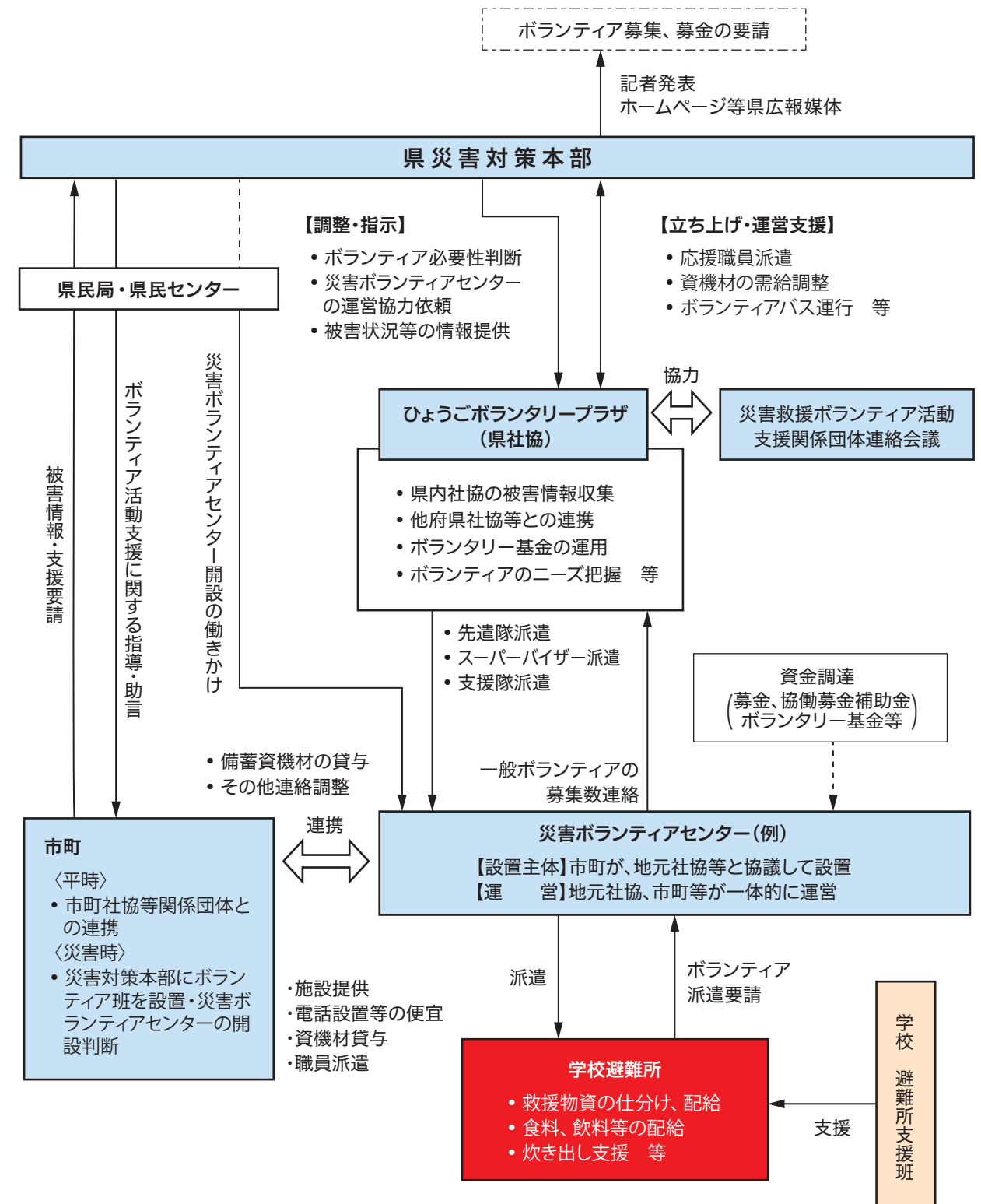


避難所となった体育館の様子



5 ボランティアの受入れ

避難所の開設に当たって、当該学校の避難所支援班が災害ボランティアセンターと連絡を取り合いながらボランティアを受け入れるとともに、避難所での作業内容・分担等の調整を行い、ボランティアによる活動の円滑化を図る。



参考：兵庫県地域防災計画「災害ボランティア活動支援の基本スキーム」

6 学校が福祉避難所として指定された場合の対応や要配慮者への対応

特別支援学校等が市町と協定を締結し、福祉避難所の指定を受けている場合、災害時に市町から要請を受けた際には、福祉避難所を開設する必要がある。福祉避難所の運営責任は市町にあるが、大規模災害発生当初には派遣する市町職員を確保できない場合があるため、学校は福祉避難所運営に協力する。その際、学校再開に向けた取組や再開後の学校運営に支障がないよう留意する。

(1) 平時における取組

福祉避難所運営体制の事前整備

- 福祉避難所に関する取組を進めるため、学校は市町が設置する防災部局と福祉部局を中心とした横断的な組織「災害時要援護者支援班」の構成員となり、「災害時要援護者支援連絡会議（仮称）」等に参画する。
- 平時から市町防災部局と連携し、福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置について、体制の充実、受入れが可能な要配慮者等について協議しておく。また、早期に学校再開ができるよう十分に協議しておく必要がある。
- 一般の避難所においても、「福祉避難スペース」の設置など事前に検討しておく。

(2) 福祉避難所開設から撤収までの動き

福祉避難所の運営には、一般の指定避難所の業務のほか要配慮者等に対応するための業務実施が必要になる。

時期	福祉避難所として実施する業務
発災後 1日目 開設受入期	- 避難者受入れスペースの確保・ゆとりをもったレイアウト作成 - 教職員及び支援者の拠点の確保（休憩スペース等含む） - 避難所の開設（福祉避難所であることを看板等で明示） - 支援ニーズの聴き取り - 地域ニーズの対応
発災後 2日目～ 運営確立期 運営安定期	- 避難者の健康管理 - 支援者及びボランティアの受入れ - 問い合わせ・取材等の対応 - 関係団体（看護師会、保健師会等）・他福祉避難所等との協力
撤収期	- 撤収後、個別対応が必要な場合は市町と協議し対応策を検討 - 必要に応じて福祉避難所に係る経費を報告

参考：知的障害特別支援学校における事業継続計画（BCP）策定のためのガイドライン
（全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会）
兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル（兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課）

＜参考資料：福祉避難所開設受入期における具体的な対応例＞

(3) 災害時要援護者（要配慮者）への対応

福祉避難所が開設された学校には、自校の幼児児童生徒以外の高齢者や地域の障害者などの災害時要援護者の避難も考えられる。

災害時要援護者はそれぞれ特性が異なるため、その特性に応じた支援や配慮が必要である。体調管理と安全面を第一に考え、医療関係者、保健師やケアマネージャー等と連携して対応に当たる。

区 分		特徴的なニーズ（例）
高齢者	ひとり暮らし 高 齢 者	●同居者がいないため、緊急事態等の情報が伝わるのが遅れる場合がある。早めに情報伝達し、避難支援することが必要
	ねたきり 高 齢 者	●自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ●自分で行動することができないため、避難時は車いす等の補助器具が必要
	認 知 症 高 齢 者	●自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要 ●自分で判断し、行動することが困難であるため、避難支援等の援助が必要
身体障害者	視覚障害者	●視覚による情報入手が困難であり、緊迫した音声によって情報を伝え、状況説明を正確に行うことが必要 ●日常生活圏内でも避難が困難な場合もあるため、避難支援等の援助が必要
	聴覚障害者	●音声による避難・誘導の指示の認識が困難であるため、文字、絵図、手話等を活用した情報伝達および状況説明が必要
	音声言語 機能障害者	●自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、筆談・手話等によりニーズを聞き取ることが必要
	肢体不自由者	●自力歩行や素早い避難が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要
	内部障害者 難病患者等	●外見からは障害があることが分からず（肝機能障害、免疫機能障害等）、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要 ●障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、場合によっては車いす等の補助器具が必要 ●人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要 ●人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要
知的障害者		●緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要 ●コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝える
精神障害者		●災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要 ●幻聴や幻覚（統合失調症等）により、危険を知らせる情報や避難指示等を聞き入れないことがあるため、丁寧な誘導が必要 ●服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要
乳幼児・児童		●緊急事態の理解が十分ではなく、自力での避難や、避難そのものが困難な場合があるため、適切な誘導が必要
妊 産 婦		●避難後の母体の保護及び緊急時の産科医療機関との連携が必要 ●素早い避難が困難
外 国 人 （日本語が不慣れな者）		●日本語での情報が十分理解できないため、多言語や絵図による情報提供が必要 ●文化や慣習の違いから誤解や摩擦が生じる場合があるため、十分な配慮が必要

参考：兵庫県災害時要援護者支援指針（兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課）

学校防災体制診断リスト

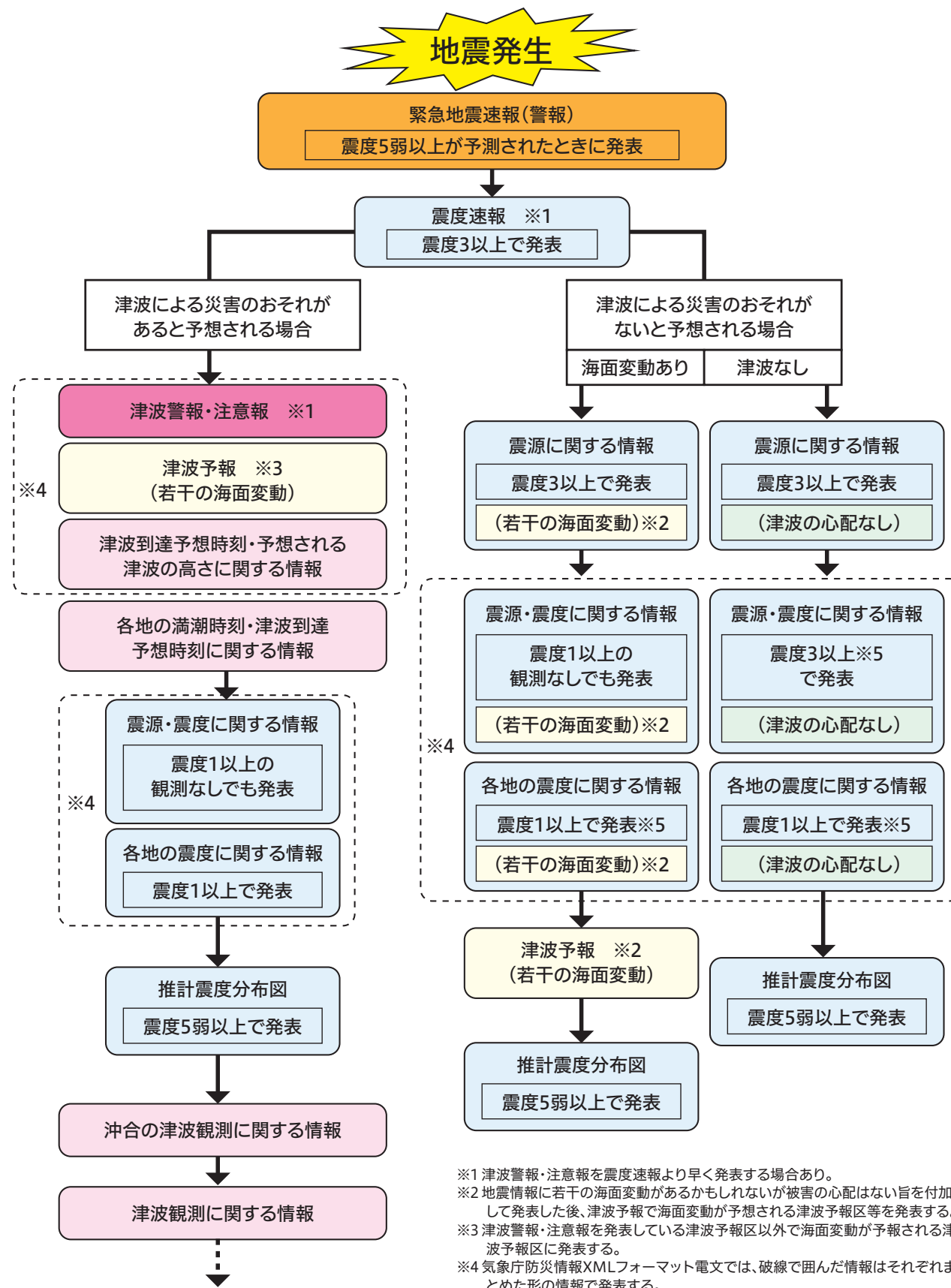
診断内容		チェック欄
ポイント1 児童生徒が主体的に判断し、適切に行動できる力の育成を図る		
(1)	「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身をよせ、安全が確保できる指導を取り入れている。	
(2)	平時から避難場所への複数の避難経路を理解させる指導を取り入れている。	
(3)	想定される災害のあらゆる発生場面（授業時間外など）にも対応できるよう、主体的に判断させる場面を設定した防災訓練を実施している。	
(4)	登下校中でも津波等の災害から身を守り、安全を確保するための指導を取り入れている。	
(5)	避難経路に障害物の設置をしたり、負傷者の対応等を想定するなど、訓練内容の工夫がなされている。	
ポイント2 地域の災害特性を踏まえた防災体制を整備する		
(1)	地域における過去の災害や地域の特性（海抜、海岸、河川からの距離等）から予想される災害を把握した上で災害対応マニュアルが作成されている。	
(2)	学校種や学校が立地している地域の実態に応じた訓練となっている。	
(3)	地震による非構造部材の落下・転倒・移動防止などの点検をし、不備があった場合の対策がとられている。	
(4)	津波、気象災害、火災等から児童生徒を安全に避難させる場所や経路が設定されている。	
(5)	通学路の崖崩れや浸水等が予想される危険箇所を定期的に点検し対策がとられている。	
(6)	災害に備えた備品や児童生徒の学校待機に備えた備品が整備されている。	
(7)	書類等は浸水等の被害から免れる場所に保管されている。	
(8)	教職員全員が揃わない場合などを想定するなど柔軟に対応できる体制になっている。	
(9)	警報発表時の登下校や引き渡し・待機の判断等、学校としてのルールを設定している。	
(10)	警報発表時の登下校や引き渡し・待機の判断等、学校としてのルールを保護者に確認・周知できている。	
(11)	災害発生時における停電等での状況を想定した緊急連絡体制を保護者と事前に確認できている。	
(12)	在校中（授業中、休み時間、放課後等）、登下校中、学校外諸活動中（部活動や行事等）に地震が発生した場合の教職員の基本的対応はわかりやすく明確になっている。	
(13)	停電等で校内放送が使えない場合に備えた対策がとられている。	
(14)	スクールバス等を利用する場合、災害時の対応について保護者や運転手と確認できている。	
(15)	地域住民が学校に避難してくることも想定し、地域と連携した防災訓練を実施している。	
(16)	市町の防災担当部局や自主防災組織との避難所運営に係る確認を行っている。	
(17)	避難所開設を想定し、学校施設の開放区域を決定し、住居箇所、共有箇所、福祉スペース等を設定している。	
(18)	教職員による避難所支援の組織や役割が明確になっている。	
ポイント3 教職員の危機管理意識の向上を図る		
(1)	災害発生時の教職員の役割分担はわかりやすく、明確になっている。	
(2)	防災体制や災害時の対応について、全ての教職員が確認している。	
(3)	防災設備・備品の管理場所や使用方法について、全ての教職員が把握している。	
(4)	特別な支援が必要な児童生徒への配慮事項等について、全ての教職員で共通理解できている。	
(5)	個人マニュアルの作成など、教職員一人一人の役割を認識するための工夫が図られている。	
(6)	夜間や休日に災害が発生した場合の職員の参集等の対応について、学校までの出勤方法や時間が確認できている。	
ポイント4 災害対応マニュアルの不断の見直しを行う		
(1)	災害対応マニュアルに基づいた訓練を実施し、その評価を反映させている。	
(2)	校内研修等を活用し、すべての教職員がマニュアルの評価・改善に関わっている。	

震度と揺れ等の状況

震度・階級		4	5弱	5強	6弱	6強	7
人の体感・行動		ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	
屋内の状況		電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況		電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造住宅	耐震性高い				壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。
	耐震性低い		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	傾くものや、倒れるものが増える。
鉄筋コンクリート建造物	耐震性高い				壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。
	耐震性低い			壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。
地盤の状況			亀裂や液状化が生じることがある。		地割れが生じることがある。	大きな地割れが生じることがある。	
斜面等の状況			がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	
ライフライン			(ガス) 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 (水道・電気) 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 (エレベーター) 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。				
		(鉄道・高速道路) 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。) (電話等通信) 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。					

気象庁ホームページより引用

地震及び津波に関する情報



気象庁ホームページより引用

関係法令集

1 学校における安全管理に関する法令

学校保健安全法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

学校保健安全法施行規則（令和元年 7 月 1 日施行）

第六章 安全点検等

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行ななければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

消防法（令和元年 7 月 1 日施行）

第八条 学校（省略）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、制令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

第十七条 学校、（省略）の関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

消防法施行令（令和元年 10 月 1 日施行）

第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

消防法施行規則（令和元年 12 月 14 日施行）

第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。）

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。

二 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

ト 防火管理上必要な教育に関すること。

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。

ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

2 兵庫県地域防災計画（令和 2 年 1 月修正）

地震災害対策計画
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第 11 節 避難対策の充実

第1趣旨
災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第2内容

1 避難対策の充実
市町は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。

2 災害時における避難（→第3編第3章第4節「避難対策の実施」の項を参照）

3 避難所の定義

(1) **避難所の目的**
被災者に安全と安心の場を提供すること。

(2) **避難所の機能**
安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

(3) **対象とする避難者**
災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

4 避難所等の指定
市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。

県、市町は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。

(1) **指定緊急避難場所**

① **指定基準**
指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

② **広域一次避難への配慮**
市町は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

③ **留意事項**
・市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、津波災害に対応した避難場所であることを明示するよう努めることとする。

(2) **指定避難所**

① **指定基準**
指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。

- ② 指定順位
市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定することとする。
- ・公立小、中学校
 - ・その他公立学校
 - ・公民館
 - ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
 - ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）
- ③ 広域一時滞在への配慮
- ・市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。
 - ・市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞中に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。
 - ・県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。
 - ・県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ④ 留意事項
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。
 - ・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。
 - ・市町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。

5 市町の避難所管理運営体制の整備

- (1) 市町は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。
(2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備することとする。

6 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。
(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図ることとする。
(3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも十分配慮することとする。
(4) 市町は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
(5) 市町は、平常時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

7 避難所運営組織の育成

- (1) 市町は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ることとする。
(2) 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めることとする。
(3) 市町は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておくこととする。

8 避難所開設・運営訓練

- 市町、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

9 避難所管理運営マニュアルの作成

市町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

10 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言することとする。

市町は、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

11 「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上

県、市町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識の向上を図ることとする。

12 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 指定緊急避難場所の指定箇所
(2) 指定避難所の指定箇所
(3) 管理・運営体制の整備
(4) 設備・備蓄等の整備
(5) 運営組織の育成
(6) その他必要な事項

地震災害対策計画

第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施

3 避難所の開設・運営等

- (1) 避難所の開設
原則として市町長が避難所の開設の可否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急に開設することとする。
- (2) 避難所の追加指定等
市町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。また、被災市町域内の避難所では、不足する場合には、市町域外での避難所開設も行うことができることとする。
- (3) 開設期間
市町は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。
- (4) 避難所の運営
- ① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。
- ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できるとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。
- ア 施設等開放区域の明示
イ 避難者誘導・避難者名簿の作成
ウ 情報連絡活動
エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
オ ボランティアの受入れ
カ 炊き出しへの協力
キ 避難所運営組織づくりへの協力
ク 重傷者への対応
- ③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

- ④ 市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。
- ⑤ 市町は、市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。
- ⑥ 市町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。
- ⑦ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。

(→「災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照)

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

- ⑧ 市町は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。
- ⑨ 市町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。
- ⑩ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。
- ⑪ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとする。

3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、令和元年 10 月 1 日から適用する。

第1章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第1条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）

第4条第1項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与すること。

□ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

八 (略)

二 (略)

示 (略)

へ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

4 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年3月31日条例第19号)(特殊業務手当)

第3条の2 特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が次に掲げる業務（第2条第2号又は第3号に掲げる者にあつては、第1号イ及びエ並びに第3号から第5号までに掲げる業務を除く。）に従事した場合において、当該業務が県教育委員会規則で定める心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。ただし、管理職手当を受ける者には、管理職員特別勤務手当が支給される日については、特殊業務手当は支給しない。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務（イの業務に該当するものを除く。）

イ 非常災害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する災害であつて、被災者の数、避難所の設置状況等からみて極めて重大であるとして県教育委員会が指定するものに限る。）時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務

ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

参 考		小学校教職員行動例		設定：児童が在校時に地震発生		校種：小学校	
業務	まとめり仕事	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで	備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足			
管理職＋数名	全体統括	1 対 策 本 部 を 立 ち 上 げ、 情 報 を 収 集 す る。 (職員室等)	1 授業者以外の教職員を、本部(教頭席等)に集合させる。	1			
			2 各担当場所を決め、2人1組で情報収集(※)に行かせる。	2	●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等		
			3 戻ってきた教職員から情報収集(※)し、状況を把握する。	3	●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等		
			4 外部からの情報(※)を収集する。	4	●各種情報機器：防災無線、テレビ、インターネット等 ●校区マップ ※外部からの情報：津波警報・注意報、津波到達時刻、近隣の火災情報等		
		2 収 集 し た 情 報 を も と に 指 示 を 出 す。	1 短時間で津波が到達する恐れがある場合は、直ちに全体に避難指示(※)を出す。	1	※避難指示：垂直避難または水平避難、避難経路、負傷者の避難方法等「まとめり仕事6」(⑤津波の危険性がある場合)参照		
			2 授業者以外(※)に負傷者の救護(救助)の指示を出す。	2	●担架 ※必要に応じて養護教諭やその補助人員にも指示を出す。		
			3 授業者以外に消火の指示を出す。(※)	3	●消火器 ※必要に応じて消防への出動要請を行う。		
		3 一 次 避 難 場 所 へ の 移 動 の 指 示 を 出 す。	1 避難経路(※)、一次避難場所(※)を決定し、校内放送等(※)で全体に指示を出す。	1	※避難経路：経路図通りなのか、そうでないのか。 ※一次避難場所：マニュアル通りなのかそうでないのか●拡声器(放送できない場合) ※もしくは避難誘導担当から伝達		
			2 授業者以外に避難誘導の指示を出す。	2			
		4 非 常 持 ち 出 し 品 を 搬 出 す る。	1 重要書類等(※)を持ち出し、避難場所へ避難する。	1	※重要書類等：名簿等(出席簿が電子化されている場合、点呼に必要なものを持ち出す。)		
			2 非常持ち出し品、応急手当に必要なものを搬出し、避難場所へ移動させる。	2	●事務職員、養護教諭、補助人員		
			3 (津波の危険性がある場合)津波避難後に必要なものを持ち出す。	3	●引き渡しカード、連絡網、児童の体調管理に必要なもの等		
			4 本部を一時的に避難場所に置く。	4	●拡声器		
		5 児 童 ・ 教 職 員 の 点 呼 を 行 う。	1 点呼を集約する。	1	●名簿等		
			2 負傷者を把握し、対応を決定(※)する。	2	●養護教諭 ※保護者への連絡を行う。 必要に応じて関係医療機関への連絡を行う。		
			3 行方不明者がいれば、救護(救助)の指示を出し、捜索に行かせる。	3			
	4 児童全員の点呼を完了する。		4				
	5 教職員の点呼を完了する。		5				
	6 各クラスを授業者から担任に引き継がせる。(担任以外が授業者だった場合)		6				
	6 (⑤ 津 波 の 危 険 性 が あ る 場 合) 二 次 避 難 場 所 へ の 移 動 の 指 示 を 出 す。	1 津波警報を確認し、二次避難の必要性の有無を判断する。	1				
		2 授業者以外に、避難経路の安全確認の指示を出す。	2				
		3 全体に垂直避難(または水平避難)の指示を出す。	3				
		4 二次避難場所への負傷者の搬送の指示を出す。	4	●リヤカー、担架、拡声器			
	7 引 き 渡 し、下 校 方 法 の 決 定	1	1 引き渡し、下校方法の決定をする。				
		2	2 保護者連絡班(学年主任・担任等)に引き渡しの準備の指示を出す。				
		3	3 引き渡しについての一斉メール(※)を保護者に送信する。	※メールが使用できない場合は、ホームページや連絡網等を活用する。			
	8 応 急 復 旧 ・ 避 難 所 協 力 の 指 示 を 出 す。	1	1 応急復旧班に危険箇所の応急修理の指示を出す。				
		2	2 避難所開設を決定し、避難所協力班に指示を出す。				
		3	3 校内の施設を避難所開設時のものに切り替える。	●避難所開設マニュアル			
	9 関 係 機 関 へ の 連 絡	1	1 教育委員会へ連絡する。				
		2	2 PTA会長や自治会長等へ連絡する。				
		3	3 必要に応じて、市町の災害対策本部へ連絡する。				
	授業者	1 児 童 の 安 全 確 保、安 否 確 認 を す る。	1 児童に身を守る行動を取らせる指示(※)を出す。	1	フェーズ② 各班の活動 に移行する	※“頭を守りなさい”“机の脚を持ちなさい”“窓から離れなさい”	
			2 揺れが収まったら、児童の安否確認をする。	2			
3 負傷者がいたら、情報収集に来た教職員に知らせる。			3				
4 避難の指示があるまで、児童に身を守る行動を取らせる。			4				
2 児 童 を 避 難 場 所 ま で 引 率 す る。		1 各階にいる教職員は近くのクラスで協力して避難経路の安全確認をし、本部に報告する。	1				
		2 放送に従い、名簿等を持ち出し、残留児童がいなかったか確認し、児童を引率して避難させる。(津波の危険性がある場合)津波避難場所まで引率して避難させる。	2				
		3	3				
3 点 呼 を す る。		1 避難場所に移動したら、点呼をし、本部に報告する。	1				
		2 点呼の段階で、本部に負傷者、行方不明者の報告をする。	2				
		3 点呼が完了したら、クラスを担任に引き継ぐ。	3				

業務		まとめり仕事		仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで		仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで		備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足	
授業者	安全確保 安否確認 避難誘導 (引率)	4	行方不明者を 捜索する。	1	児童の点呼後に本部から行方不明者の連絡を受けたら、救護(救助)担当とともに行方不明者の捜索にあたる。	1	 フェーズ② 各班の活動 に移行する		
			2	人員が足りない場合は、本部に応援を要請する。	2				
授業者以外	救護 (救助)	1	負傷者の有無を確認し、報告する。	1	本部の指示で、2人1組で負傷者有無を確認しに行く。	1			※必要ならば1人は現場に残り、1人は本部へ速やかに戻り、報告する。
				2	本部に負傷者の状況を報告する。(※)	2			●担架など ※養護教諭中心に応急手当を開始
		2	負傷者を救助する。	1	本部の指示で、2人1組で、負傷者の救助に向かう。	1			
				2	担架などで、負傷者を搬送する。	2			
				3	避難場所まで負傷者を搬送する。	3			
		3	行方不明者の救助にあたる。	1	行方不明者がいたら、避難誘導担当とともに、捜索・救助にあたる。	1			
	安全点検 初期消火			1	被害状況を確認し、報告する。	1		本部の指示で、2人1組で被害状況を確認しに行く。	1
		2	本部に被害状況を報告する。(※)			2			
		3	人員が足りなければ、火災の状況等を大声で叫ぶ。火災報知機を押す。			3			●消火器
		2	初期消火をする。	1	火元に近い教職員が2人以上で、消火器等で消火活動を行う。	1			
				2	本部に報告する。(消火完了なのか、消火が難しいのか)	2			
				3	必要に応じて消防の出動要請を本部に依頼する。	3			

以下 フェーズ②									
救急医療班	負傷者 対応 関係機関 と連携 近隣 被災者の 救助活動	1	応急手当を する。	1	養護教諭は、救護品を避難場所に持ち出す。養護教諭不在の場合は、本部で救護品の持ち出しを指示する。	1	養護教諭と協力し、応急手当に追加に必要なものを避難場所に持ち出す。	●養護教諭の補助人員	
				2		2	救護スペースを確保し、養護教諭中心に怪我人の応急手当をする。		
				3		3	重傷者を安全な場所に避難させる。(※)		※校舎内に避難させる場合は、応急復旧班から情報を得る。 救急搬送が必要な重傷者がいる場合、本部に相談の上、救急車を要請する(119番)
				4		4	別の教職員が記録をとる。		
		2	関係医療機関 へ連絡を する。	1		1	引き続き、養護教諭と補助人員で応急手当を行う。		
				2		2	必要に応じて本部と相談し、関係医療機関に連絡を取る。		
				3		3	負傷者を関係医療機関に引き継ぐ。		
				4		4	本部、学年、担任に救急搬送したことを伝える。		
				5		5	保護者に救急搬送したことを伝える。		
		3	近隣被災者の救助にあたる。	1		1	本部より近隣の被災者の報告を受けたら、救助にあたる。	●必要に応じた人員	
保護者連絡班	引き渡し	1	児童の引き渡しをする。	1		1	担任(地区担当教員)は、本部から引き渡しの場所など情報を聞く。		
				2		2	引き渡しの準備をする。(地区ごとorクラスごと)	●引き渡しカード、名簿など	
				3		3	担任(地区担当教職員)以外は保護者の誘導、交通整理にあたる。		
				4		4	担任(地区担当教職員)は保護者へ引き渡しをする。(※)	※引き渡した児童はその都度本部と共有する。	
				5		5	担任(地区担当教職員)は引き取りに来ない保護者への連絡をする。		
		2	待機児童の安全管理をする。	1		1	引き取りに保護者が来られない児童を把握し本部に報告する。		
				2		2	本部と相談して待機場所を決め、教職員がつく。		
				3		3	保護者と連絡を取り、引き渡しを完了する。(※)	※引き渡した児童はその都度本部と共有する。	
応急復旧班	校内、 校外の 応急復旧	1	被害状況の把握・対応をする。	1		1	近隣の被害状況を把握し、本部に報告する。		
				2		2	校内の被害状況を把握し、立入禁止場所を決め、掲示する。	●標識、ロープ、バリケード	
				3		3	校内外の危険箇所の処理にあたる。(※)	●機材など ※安全に留意する。	
				4		4	校内外の応急復旧にあたる。		
避難所協力班	避難所 開設	1	避難者の対応を行う。	1		1	避難者の対応を行い、避難所開設準備が整うまでは避難場所での待機を依頼する。		
		2	避難所開設の準備をする。	1		1	地域の代表者と初動の確認を行う。	●避難所開設マニュアル	
				2		2	避難所となる場所(体育館など)を開放する。		
				3		3	必要なものを倉庫などから持ち出し、準備する。	●受付、間仕切り、災害用固定電話など	
				4		4	本部の指示により、校内の施設を避難所開設時のものに切り替える。	●貼り紙、バリケード	
				5		5	トイレ設備をつくる。		
				6		6	避難者の受付を開始する。	●避難者名簿	
		3	避難所協力を する。	1		1	市町担当者、地域と連携し、避難所運営を支援する。		
				2		2	避難所と本部の連絡調整をする。		

校種：中学校

業務		まとまり仕事		仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで		仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで		備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足	
管理職＋教員 全体統括	1 対策本部を立ち上げ、情報を収集する。 （職員室等）	1	授業者以外の教職員を、本部（教頭席等）に集合させる。	1			●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等		
			各担当場所を決め、2人1組で情報収集（※）に行かせる。	2		●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等			
			戻ってきた教職員から情報収集（※）し、状況を把握する。	3		●各種情報機器：防災無線、テレビ、インターネット等 ●校区マップ ※外部からの情報：津波警報・注意報、津波到達時刻、近隣の火災情報等			
			外部からの情報（※）を収集する。	4					
		2	短時間で津波が到達する恐れがある場合は、直ちに全体に避難指示（※）を出す。	1		※避難指示：垂直避難または水平避難、避難経路、負傷者の避難方法等「まとまり仕事6」（※津波の危険性がある場合）参照			
			授業者以外（※）に負傷者の救護（救助）の指示を出す。	2		●担架 ※必要に応じて養護教諭やその補助人員にも指示を出す。			
			授業者以外に消火の指示を出す。（※）	3		●消火器 ※必要に応じて消防への出動要請を行う。			
		3	避難経路（※）、一次避難場所（※）を決定し、校内放送等（※）で全体に指示を出す。	1		※避難経路：経路図通りなのか、そうでないのか。 ※一次避難場所：マニュアル通りなのかそうでないのか●拡声器（放送できない場合）※もしくは避難誘導担当から伝達			
			授業者以外に避難誘導の指示を出す。	2					
		4 非常持ち出し品を搬出する。	1	重要書類等（※）を持ち出し、避難場所へ避難する。	1		※重要書類等：名簿等（出席簿が電子化されている場合、点呼に必要なものを持ち出す。）		
			2	非常持ち出し品、応急手当に必要なものを搬出し、避難場所へ移動させる。	2		●事務職員、養護教諭、補助人員		
			3	（津波の危険性がある場合）津波避難後に必要なものを持ち出す。	3		●引き渡しカード、連絡網、生徒の体調管理に必要なもの等		
	4		本部を一時的に避難場所に置く。	4		●拡声器			
	5 生徒・教職員の点呼を行う。	1	点呼を集約する。	1		●名簿等			
		2	負傷者を把握し、対応を決定（※）する。	2		●養護教諭 ※保護者への連絡を行う。 必要に応じて関係医療機関への連絡を行う。			
		3	行方不明者がいれば、救護（救助）の指示を出し、捜索に行かせる。	3					
		4	生徒全員の点呼を完了する。	4					
		5	教職員の点呼を完了する。	5					
		6	各クラスを授業者から担任に引き継がせる。	6					
	6 （※津波の危険性がある場合）二次避難場所への移動の指示を出す。	1	津波警報を確認し、二次避難の必要性の有無を判断する。	1					
		2	授業者以外に避難経路の安全確認の指示を出す。	2					
		3	全体に垂直避難（または水平避難）の指示を出す。	3					
		4	二次避難場所への負傷者の搬送の指示を出す。	4		●リヤカー、担架、拡声器			
		5	二次避難場所ですべて生徒・教職員の点呼を完了する。	5					
	7 引き渡し、下校方法の決定	1		1	引き渡し、下校方法の決定をする。				
		2		2	保護者連絡班（学年主任・担任等）に引き渡しの準備の指示を出す。				
		3		3	引き渡しについての一斉メール（※）を保護者に送信する。	※メールが使用できない場合は、ホームページや連絡網等を活用する。			
	8 応急復旧・避難所協力の指示を出す。	1		1	応急復旧班に危険箇所の応急修理の指示を出す。				
2			2	避難所開設を決定し、避難所協力班に指示を出す。					
3			3	校内の施設を避難所開設時のものに切り替える。	●避難所開設マニュアル				
9 関係機関への連絡	1		1	教育委員会へ連絡する。					
	2		2	PTA 会長や自治会長等へ連絡する。					
	3		3	必要に応じて、市町の災害対策本部へ連絡する。					
授業者 安全確保 安否確認 避難誘導（引率）	1 生徒の安全確保、安否確認をする。	1	生徒に身を守る行動を取らせる指示（※）を出す。	1		フェーズ② 各班の活動 に移行する	※“頭を守りなさい”“机の脚を持ちなさい”“窓から離れなさい”		
		2	揺れが収まったら、生徒の安否確認をする。	2					
		3	負傷者がいたら、情報収集に来た教職員に知らせる。	3					
		4	避難の指示があるまで、生徒に身を守る行動を取らせる。	4					
	2 生徒を避難場所まで引率する。	1	校内放送で、または避難誘導の教職員から、避難経路・場所を聞く。	1					
		2	名簿等を持ち出し、残留生徒がいなかったら確認し、生徒を引率して避難させる。	2					
		3	（津波の危険性がある場合）津波避難場所まで引率して避難させる。	3					
	3 点呼をする。	1	避難場所に移動したら、点呼をし、本部に報告する。	1					
		2	点呼の段階で、本部に負傷者、行方不明者の報告をする。	2					
3	点呼が完了したら、クラスを担任に引き継ぐ。	3							

業務		まとまり仕事		仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで		仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで		備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足	
授業者	安全確保 安全確認 避難誘導 (引率)	4	行方不明者を 捜索する。	1 児童の点呼後に本部から行方不明者の連絡を受けたら、救護（救助）担当とともに 行方不明者の捜索にあたる。	1	授業者以外	フェーズ② 各班の活動 に移行する		
			2 人員が足りない場合は、本部に応援を要請する。	2					
避難誘導 (指示)	1	避難誘導を行 う。	1 避難誘導担当は、本部の指示を受け、避難経路・場所を授業者に伝えに行く。	1				●拡声器	
			2 避難誘導担当は各ポイントに立って、避難生徒に経路の指示をする。	2					
			3 行方不明者の連絡があれば、救護（救助）担当と捜索・救助にあたる。	3					
救護 (救助)	1	負傷者の有無を確認し、 報告する。	1 本部の指示で、2人1組で負傷者有無を確認に行く。	1					※必要ならば1人は現場に残り、1人は本部へ速やかに戻り、報告する。
			2 本部に負傷者の状況を報告する。（※）	2					
			2	負傷者を救助する。	1 本部の指示で、2人1組で、負傷者の救助に向かう。			1	
2 担架などで、負傷者を搬送する。	2							※看護教諭中心に応急手当を開始	
3 避難場所まで負傷者を搬送する。	3								
安全点検	1	被害状況を確認し、 報告する。	1 本部の指示で、2人1組で被害状況を見に行く。	1				※必要ならば1人は現場に残り、1人は本部へ速やかに戻り、報告する。	
			2 本部に被害状況を報告する。（※）	2					
			2	初期消火をする。	1 火元に近い教職員が2人以上で、消火器等で消火活動を行う。	1		●消火器	
2 本部に報告する。（消火完了なのか、消火が難しいのか）	2								
3 必要に応じて消防の出動要請を本部に依頼する。	3								

以下 フェーズ②										
救急医療班	負傷者 対応 関係機関 と連携 近隣 被災者の 救助活動	1	応急手当を する。	1	養護教諭は、救護品を避難場所に持ち出す。養護教諭不在の場合は、本部で救護品の持ち出しを指示する。	1	養護教諭と協力し、応急手当に追加で必要なものを避難場所に持ち出す。	●養護教諭の補助人員		
				2		2	救護スペースを確保し、養護教諭中心に怪我人の応急手当をする。			
				3		3	重傷者を安全な場所に避難させる。(※)	※校舎内に避難させる場合は、応急復旧班から情報を得る。救急搬送が必要な重傷者がいる場合、本部に相談の上、救急車を要請する(119番)		
				4		4	別の教職員が記録をとる。			
		2	関係医療機関へ 連絡する。	1		1	引き続き、養護教諭と補助人員で応急手当を行う。			
				2		2	必要に応じて本部と相談し、関係医療機関に連絡を取る。			
				3		3	負傷者を関係医療機関に引き継ぐ。			
				4		4	本部、学年、担任に救急搬送したことを伝える。			
				5		5	保護者に救急搬送したことを伝える。			
		3	近隣被災者の救助にあたる	1		1	本部より近隣の被災者の報告を受けたら、救助にあたる。	●必要に応じた人員		
保護者連絡班	引き渡し	1	生徒の引き 渡しをする。	1		1	担任(地区担当教員)は、本部から引き渡しの場所など情報を聞く。			
				2		2	引き渡しの準備をする。(地区ごとorクラスごと)	●引き渡しカード、名簿など		
				3		3	担任(地区担当教員)以外は保護者の誘導、交通整理にあたる。			
				4		4	担任(地区担当教職員)は保護者へ引き渡しをする。(※)	※引き渡した生徒はその都度本部と共有する。自転車通学の生徒の自転車は、通学路の安全が確認できるまで学校で保管する。		
				5		5	担任(地区担当教員)は引き渡しに来ない保護者への連絡をする。			
		2	待機生徒の安全管理をする。	1		1	引き渡しに保護者が来られない生徒を把握し本部に報告する。			
				2		2	本部と相談して待機場所を決め、教職員がつく。			
				3		3	保護者と連絡を取り、引き渡しを完了する。(※)	※引き渡した生徒はその都度本部と共有する。		
		応急復旧班	校内、 校外の 応急復旧	1	被害状況の把握・対応をする。	1		1	近隣の被害状況を把握し、本部に報告する。	
						2		2	校内の被害状況を把握し、立入禁止場所を決め、掲示する。	●標識、ロープ、バリケード
3						3	校内外の危険箇所の処理にあたる。(※)	●機材など ※安全に留意する。		
4						4	校内外の応急復旧にあたる。			
避難所協力班	避難所 開設	1	避難者の対応を行う。	1		1	避難者の対応を行い、避難所開設準備が整うまでは避難場所での待機を依頼する。			
				2		2	地域の代表者と初動の確認を行う。	●避難所開設マニュアル		
		2	避難所開設の準備をする。	1		2	避難所となる場所(体育館など)を開放する。			
				3		3	必要なものを倉庫などから持ち出し、準備する。	●受付、問仕切り、災害用固定電話など		
				4		4	本部の指示により、校内の施設を避難所開設時のものに切り替える。	●貼り紙、バリケード		
				5		5	トイレ設備をつくる。			
		3	避難所協力を する。	6		6	避難者の受付を開始する。	●避難者名簿		
				1		1	市町担当者、地域と連携し、避難所運営を支援する。			
				2		2	避難所と本部の連絡調整をする。			

校種：高等学校

業務		まとまり仕事		仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで		仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで		備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足	
全体統括 管理職+教名	1	対策本部を立ち上げ、情報を収集する。(職員室等)	1	授業者以外の教職員を、本部（教頭席等）に集合させる。(※)	1		※教官室から集合した教員から被害状況等を聞く。		
			2	各担当場所を決め、2人1組で情報収集(※)に行かせる。	2		●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等		
			3	戻ってきた教職員から情報収集(※)し、状況を把握する。	3		●校内図、敷地図 ※情報収集：安否確認、安全点検、避難経路の確認、火災の有無等		
			4	外部からの情報(※)を収集する。	4		●各種情報機器：防災無線、テレビ、インターネット等 ●校区マップ ※外部からの情報：津波警報・注意報、津波到達時刻、近隣の火災情報等		
	2	収集した情報をもとに指示を出す。	1	短時間で津波が到達する恐れがある場合は、直ちに全体に避難指示(※)を出す。	1		※避難指示：垂直避難または水平避難、避難経路、負傷者の避難方法等「まとまり仕事6」(⑤津波の危険性がある場合)参照		
			2	授業者以外(※)に負傷者の救護(救助)の指示を出す。	2		●担架 ※必要に応じて養護教諭やその補助人員にも指示を出す。		
			3	授業者以外に消火の指示を出す。(※)	3		●消火器 ※必要に応じて消防への出動要請を行う。		
			4		4	通学路の被害状況を把握する。	※公共交通機関など		
	3	一次避難場所への移動の指示を出す。	1	避難経路(※)、一次避難場所(※)を決定し、校内放送等(※)で全体に指示を出す。	1		※避難経路：経路図通りなのか、そうでないのか。 ※一次避難場所：マニュアル通りなのかそうでないのか ●拡声器(放送できない場合) ※もしくは避難誘導担当から伝達		
			2	授業者以外に避難誘導の指示を出す。	2				
	4	非常持ち出し品を搬出する。	1	重要書類等(※)を持ち出し、避難場所へ避難する。	1		※重要書類等：名簿等（出席簿が電子化されている場合、点呼に必要なものを持ち出す。）		
			2	非常持ち出し品、応急手当に必要なものを搬出し、避難場所へ移動させる。	2		●事務職員、養護教諭、補助人員		
			3	(津波の危険性がある場合)津波避難後に必要なものを持ち出す。	3		●引き渡しカード、連絡網、生徒の体調管理に必要なもの等		
			4	本部を一時的に避難場所に置く。	4		●拡声器		
	5	生徒・教職員の点呼を行う。	1	点呼を集約する。	1				
			2	負傷者を把握し、対応を決定(※)する。	2		●養護教諭 ※保護者への連絡を行う。 ※必要に応じて関係医療機関への連絡を行う。		
			3	行方不明者がいれば、救護(救助)の指示を出し、捜索に行かせる。	3				
			4	生徒全員の点呼を完了する。	4				
			5	教職員の点呼を完了する。	5				
			6	各クラスを授業者から担任に引き継がせる。	6				
	6	(⑤津波の危険性がある場合)二次避難場所への移動の指示を出す。	1	津波警報を確認し、二次避難の必要性の有無を判断する。	1				
			2	授業者以外に避難経路の安全確認の指示を出す。	2				
			3	全体に垂直避難(または水平避難)の指示を出す。	3				
			4	二次避難場所への負傷者の搬送の指示を出す。	4		●リヤカー、担架、拡声器		
			5	二次避難場所ですべて生徒・教職員の点呼を完了する。	5				
	7	今後の対応を決定し、全体に指示を出す。	1		1	情報を集約し、今後の対応を決定した後、全体に指示を出す(保護者連絡班、救護班、避難者対応班、応急復旧班で分担)			
			2		2	引き渡しの場合、引き渡し場所を決定する。			
			3		3	保護者連絡班に指示を出す。			
8	関係機関への連絡	1		1	教育委員会へ連絡する。				
		2		2	PTA 会長等へ連絡する。				
		3		3	必要に応じて、市町の災害対策本部へ連絡する。				
安全確保 安否確認 避難誘導 (引率)	1	生徒の安全確保、安否確認をする。	1	生徒に身を守る行動を取らせる指示を出す。	1	フェーズ② 各班の活動 に移行する			
			2	揺れが収まったら、生徒の安否確認をする。	2		授業者		
			3	負傷者がいたら、情報収集に来た教職員に知らせる。	3				
			4	避難の指示があるまで、生徒に身を守る行動を取らせる。	4				
	2	避難場所へ避難させる。	5	必要に応じて救護活動を行う。	2				

業務		まとまり仕事	仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで	仕事の流れ（※）は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで	備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足
授業者	安全確保 安否確認 避難誘導 (引率)	2 避難場所へ 避難させる。	1 校内放送に従って避難経路の指示をする。	1	授業者 <

以下 フェーズ②									
救急医療班	負傷者の 対応 関係機関 と連携	1	応急手当を する。	1	養護教諭は、救護品を避難場所を持ち出す。養護教諭不在の場合は、本部で救護品の持ち出しを指示する。	1	追加で必要な物品等については、安全を確認の上、複数で取りに行く。(※)	※校舎内の安全については、応急復旧班から情報を得る。	
				2		2	救護スペースを確保し、養護教諭中心に怪我人の応急手当をする。		
				3		3	重傷者を安全な場所に避難させる。(※)	※校舎内に避難させる場合は、応急復旧班から情報を得る。救急搬送が必要な重傷者がいる場合、本部に相談の上、救急車を要請する(119番)	
				4		4	別の教職員が記録をとる。		
		2	関係医療機 関へ連絡す る。	1		1	必要に応じて本部と相談し、関係医療機関に連絡を取る。		
				2		2	負傷者を関係医療機関に引き継ぐ。		
				3		3	本部に報告し、保護者に連絡を入れる。(※)	※保護者連絡班と連携する。	
保護者連絡班	引き渡し	1	生徒の引き 渡しをする。	1		1	引き渡しが必要な生徒を確認し、本部に報告する。		
				2		2	本部からの指示をもとに、引き渡しを行う生徒の保護者に個別に連絡する。		
				3		3	保護者等に引き渡す。(※)	※引き渡しが完了するまで	
応急復旧班	校内、 校外の 応急復旧	1	被害状況の 把握、対応 をする。	1		1	校内の被害状況を確認し、本部に報告する。(※)	※危険個所は、可能な範囲で応急処置を行う。	
				2		2	校地の被害状況を確認し、本部に報告する。		
				3		3	ライフラインの状況を確認し、本部に報告する。		
				4		4	通信手段の状況を確認し、本部に報告する。		
避難所協力班	避難所 開設	1	避難者の対 応を行う。	1		1	避難者の対応を行い、避難所開設準備が整うまでは避難場所での待機を依頼する。		
		2	避難所の開 設準備を行 う。	2		1	避難所として開設する場合は、開放する避難場所の安全確認を行う。(※)	※避難所の開設は、地域住民と連携の上、行うこととする。	
				3		2	受付、表示等を準備する。		
				4		3	避難所を開設する。(※)	※避難者名簿を作成する。市町の災害対策課(市町によって名称は違う)に名簿を届け、避難者状況と必要物資を報告・要請する。	
		3	避難所協力 をする。	1		1	市町担当者、地域と連携し、避難所運営を支援する。		
				2		2	避難所と本部の連絡調整をする。		

参 考					
特別支援学校教職員行動例 設定：幼児・児童・生徒が在校時に地震発生					
校種：特別支援学校					
管理職＋教名	業務	まとめり仕事	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで	備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足
			1 対策本部を立ち上げ、情報を収集する。 (職員室等)	1 授業以外の教職員と動ける教職員(※1)が、職員室(※2)に参集したら、対策本部長(※3)は、各学部と保健室への応援教職員並びに情報収集係を指名する。	※1 事務員、校務員、介助員、スクールバス運転手、寄宿舎指導員等とも連携 ※2 集合場所は、学校の実情に応じて、事前に決めておく。 ※3 優先順位の例①管理職(校長、教頭、事務長等)②主幹教諭③総務部長か教務部長 等
			2 点呼を集約する。	2 対策本部長は、幼児児童生徒の名簿、教職員名簿、校舎マップ、拡声器を持って、避難場所へ移動する。(※)	※避難場所が複数に分かれる場合、本部員をそれぞれに配置し、互いにトランシーバー等を活用し、情報共有を行う。
			3 被害状況を確認する。	3 津波の恐れがある場合は、必要に応じて二次避難場所へ避難指示を出す。(※)	※情報収集係と連携する。
			4 怪我人、パニックを起こしている児童生徒への対応を指示する。	4 幼児、児童、生徒、教職員の点呼を集約する。	●名簿等
			5 今後の対応を決定し、全体並びに係への指示及び関係機関に連絡をする。	5 動ける教職員に、残留者への救援指示を出す。(※)	※複数で対応する。二次災害に留意させる。
				6 怪我人、パニックを起こしている児童生徒の状況を把握し、必要に応じて、応援教職員を送る。(※)	※養護教諭と連携する。
				7 重傷者がいる場合、動ける教職員に救急車の手配並びに誘導を指示する。(119番)	
				8 校舎の被害状況を避難してきた教職員から聞き取る。	
				9 火災発生時、動ける教職員に、初期消火を指示する。(※)	※複数で対応
授業者	業務	まとめり仕事	1 児童生徒の安全確保を行う。	1 初期消火でおさまらない場合は、動ける教職員に、消防車の手配を指示する。(119番)	※救護担当と連携
			2 幼児児童生徒を避難させる。	2 怪我人の対応を救護班に依頼する。(※)	※安全な場所に移動指示を出す。
			3 避難場所での点呼を行う。	3 安全な場所に移動指示を出す。	※交通網が途絶されていないか、帰宅途中の二次災害への対応等を確認する。
				4 情報・応急復旧班	
				5 情報・応急復旧班	
				6 情報・応急復旧班	
				7 情報・応急復旧班	
				8 情報・応急復旧班	
				9 情報・応急復旧班	
				10 情報・応急復旧班	
授業者以外(応援職員)	業務	まとめり仕事	1 安全点検避難誘導(指示) 応援・救助活動 幼児、児童生徒、及び教職員の救助活動を行う。	1 情報・応急復旧班	
			2 安全な避難経路を確定し、避難指示を出す。	2 情報・応急復旧班	
			3 避難誘導を行う。	3 情報・応急復旧班	
				4 情報・応急復旧班	
				5 情報・応急復旧班	
				6 情報・応急復旧班	
				7 情報・応急復旧班	
				8 情報・応急復旧班	
				9 情報・応急復旧班	
				10 情報・応急復旧班	

	業務	まとめり仕事	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ① 地震発生～安全確保及び点呼完了まで	仕事の流れ (※)は備考欄参照 フェーズ② 引き渡し、避難所協力まで	備考●必要なモノ、ヒト、スペースなど ※留意点、補足
授業者以外(応援職員)	安全点検 避難誘導(指示) 応援・救助活動 幼児、児童生徒、及び教職員の救助活動を行う。 情報収集 保健室対応 初期消火	4 5 (保健室・養護教諭) 安全確保及び安全に避難する。	1 地震、津波に関する情報を収集し、直ちに本部に報告する。(※)	1	※二次災害に留意する。
			2 今後の動きについて、保護者への一斉メール及びホームページ等での発信準備を行う。(※)	2	※複数媒体から発信する準備を行う。
			1 保健室にいる幼児児童生徒の安全確保を行う。	1	
			2 応援教職員と連携し、幼児児童生徒及び救護品を持って、安全な避難場所へ避難する。(※)	2	※事前に緊急時に持ち出す救護品を設定しておく。 ●救護品例：AED、救急箱、車いす、毛布等
			3 避難場所に救護スペースを確保する。	3	
			4 怪我人の応急手当をする。(※)	4	※記録をとる。
			5 本部に重傷者の状況を報告する。(※)	5	※重傷者は、医療機関につなぐ。

以下 フェーズ②						
救急医療班	負傷者の対応を行う。関係機関と連携をはかる。	1 2 関係医療機関への連絡	1 応急手当を行う。	1 負傷者の対応を行う。(※)	1	※養護教諭中心に記録をとる。
				2 追加で必要な物品等については、安全を確認の上、複数で取りに行く。(※)	2	※校舎内の安全については、応急復旧班から情報を得る。
				1 養護教諭から本部に相談の上、関係医療機関に連絡を入れる。	1	
				2 負傷者を関係医療機関に引き継ぐ。	2	
保護者連絡班	保護者等への引き渡しを行う。	1 2 幼児児童生徒の安全確保及び引き渡しを行う。	1 指定された待機場所へ移動する。(※)	1 指定された待機場所へ移動する。(※)	1	※本部からの指示を仰ぐ。
			2 引き渡しカードを準備する。	2 引き渡しカードを準備する。	2	●引き渡しカード
			3 担任は、身元を確認し、安全に確実に保護者等に引き渡す。(※)	3 担任は、身元を確認し、安全に確実に保護者等に引き渡す。(※)	3	※対応困難な例は、必ず学年及び本部に相談
			4 迎えにこない保護者について、本部に報告の上、再度連絡を行う。(※)	4 迎えにこない保護者について、本部に報告の上、再度連絡を行う。(※)	4	※引き渡しが完了するまで
	スクールバス及び自力通学により帰宅させる。	2 3 幼児児童生徒の安全確保及び帰宅準備を行う。	1 教室に戻り、帰宅準備を行う。(※)	1 教室に戻り、帰宅準備を行う。(※)	1	※各教室が安全かどうか、応急復旧班から情報を得る。
			2 通学経路および交通網が途絶していないか、経路の確認を行う。(※)	2 通学経路および交通網が途絶していないか、経路の確認を行う。(※)	2	※情報・応急復旧班と連携する。
			3 スクールバスおよび自力通学生を送り出す。	3 スクールバスおよび自力通学生を送り出す。	3	
			4 交通網が途絶している場合は、本部の指示のもと学校で待機し、保護者に連絡を入れる。	4 交通網が途絶している場合は、本部の指示のもと学校で待機し、保護者に連絡を入れる。	4	
情報・応急復旧班	情報発信及び情報収集を行う。危険個所の応急修理を行う。	1 2 情報発信・収集並びに被害状況の把握・対応を行う。	1 現状及び今後の対応について、保護者への一斉メールおよびホームページ等で発信する。(※)	1 現状及び今後の対応について、保護者への一斉メールおよびホームページ等で発信する。(※)	1	※複数の媒体で行う。
			2 災害に関する情報を収集し、随時本部に報告する。	2 災害に関する情報を収集し、随時本部に報告する。	2	
			3 校舎内が安全かどうか確認を行い、本部に報告する。	3 校舎内が安全かどうか確認を行い、本部に報告する。	3	
			4 必要な機材や物品を調達し、危険個所の応急復旧を行う。(※)	4 必要な機材や物品を調達し、危険個所の応急復旧を行う。(※)	4	※教職員ができる範囲で行う。難しいものは、立入禁止の表示を設置する等して、安全に配慮する。
避難所協力班	避難所開設に協力する。	1 2 避難所運営に協力する。	1 学校周辺の被害状況の情報を集める。(※)	1 学校周辺の被害状況の情報を集める。(※)	1	※交通網の途絶等も含めて情報収取る。
			2 避難場所の安全確認を行う。(※)	2 避難場所の安全確認を行う。(※)	2	※避難所の開設は、地域住民と連携の上、行うこととする。
			3 安全が確認された後、受付設置、表示物等の準備をする。	3 安全が確認された後、受付設置、表示物等の準備をする。	3	
			4 避難場所を開放する。	4 避難場所を開放する。	4	●避難者名簿
			5 必要な備蓄を準備する。(※)	5 必要な備蓄を準備する。(※)	5	※新たに必要な物品については、まとめて、市町の災害対策課(市町によって名称は違う)に要請する。
			6 避難者代表(地域)と市町の職員、学校とで、定期的に打ち合わせを行い、情報共有を行う。	6 避難者代表(地域)と市町の職員、学校とで、定期的に打ち合わせを行い、情報共有を行う。	6	

〈福祉避難所開設受入期における具体的な対応例〉

大規模災害発生直後は福祉避難所へ派遣する市町職員の確保が難しい場合があるため、学校は福祉避難所運営に協力する。

協力する場面が多いと想定される開設受入期の対応について記載する。

1 開設

- ・市町からの開設要請を受けて、福祉避難所を開設する。
- ・学校入口等に立て看板を掲示するなどして、福祉避難所であることや要配慮者を対象とした施設であることを周知する。

2 受入れスペースの確保・レイアウトの作成

- ・福祉避難所として利用可能な範囲を確認し、受入れスペースを確保する。スペースすべてを確保することが困難な場合は、避難者数、性別、年齢、介護・障害の区分を踏まえ、必要なスペースを確保する。
- ・居住スペースは1人あたり2～4㎡を目安とする。
- ・居住空間にパーティションを設置する等、プライバシーを確保する。
- ・受入対象者の身体の状態などを踏まえ、レイアウトを作成する。
- ・レイアウトの作成に当たり、車いすの動線を確保するとともに段ボールベッドなどを設置する場合は、受入対象者の状況に応じて、起き上がり時の転倒防止のための備品を設置する。
- ・寄宿舍等を活用する場合、食堂やお風呂などを寄宿舍生と共同で利用する場合は、利用時間を調整するなど工夫に努める。

○就寝場所の他に避難所に設けるべきスペース例 ※スペースの状況により兼用可

区分	設置場所
事務室	・玄関・入口付近に設置
広報場所	・福祉避難所の運営や災害対策本部との連絡を行うための市町職員等の駐在場所と機器設置
会議場所	・事務室などに福祉避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保
仮眠場所 (避難所運営者用)	・事務室などにスタッフ用の仮眠場所を確保
救護室	・施設の医務室などを利用
物資等の保管室	・可能な限り施錠できる部屋や倉庫に保管
食事スペース	・就寝場所の衛生管理が確保されている場合などは、食事スペースの設置不要
更衣室 (兼授乳室)	・男女別に区分 ・女性用更衣室は授乳場所も兼ねるため個室を確保（または仕切り設置）
相談スペース	・避難者（家族含む）のニーズ調査 ・プライバシーの確保に配慮 ・個人情報の取扱いに留意
休憩室・交流場所	・共用の多目的スペース

3 支援体制の構築

- ・市町等の福祉避難所担当職員と調整のうえ、役割分担を行い運営体制を構築する。
- ・市町福祉避難所担当職員、施設職員、保健師、避難者（家族）の代表者やボランティア等で福祉避難所運営委員会を設置するなど、連携した支援体制を構築する。

4 要配慮者の受入れ

- ・特別支援学校の場合、在籍幼児児童生徒及び卒業生等を中心に受け入れる。一般の避難者と同じ空間で過ごすことに困難が生じることが想定される場合は、必要に応じ、幼児児童生徒及びその家族の避難スペースと一般の避難者の避難スペースを分離する等の配慮を行う。
- ・個別支援計画（マイプラン）で福祉避難所へ直接避難する者のほか、市町から連絡のあった対象者を原則受け入れる。
- ・市町と協力して対象者を福祉避難所へ移送する。
- ・受入後の円滑な支援のため、対象者の一般避難所でのスクリーニング結果（※身体の状態や生活に必要な支援など）の提供を依頼する。

5 避難者名簿の取扱い

- ・避難者名簿は、誰もが閲覧できないよう適切に管理する。
- ・避難者が福祉避難所を退去するときは、退所後の生活支援につなげるため、退去先の確認、把握に努める。

6 支援ニーズの聴き取り

- ・一般避難所でのスクリーニング結果を踏まえ、要配慮者及びその家族に要配慮者の状態やそれに応じた支援ニーズを聴き取る。
- ・要配慮者の中には自身の情報や必要な支援をうまく伝えることが困難な者がいるため、ヘルプマーク・ヘルプカード等も活用し、支援ニーズを確認する。
- ・聴き取った支援ニーズを市町に連絡する。
- ・要配慮者の状態やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、相談窓口を設置するなどにより、継続的に把握する。

参考：兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

【参考文献】

- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き（文部科学省）
- ・学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版）（文部科学省）
- ・平成 23 年度東日本大震災における学校等の対応に関する調査（文部科学省）
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）
- ・防災訓練はじめの一步 Vol.2（兵庫県）
- ・兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル（兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課）
- ・兵庫県災害時要援護者支援指針（兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課）
- ・知的障害特別支援学校における事業継続計画（BCP）策定のためのガイドライン（全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会）

○学校防災マニュアル改訂委員会委員

前林 清和	神戸学院大学教授
浦川 豪	兵庫県立大学大学院准教授
木作 尚子	人と防災未来センター主任研究員
太田 貴郎	神戸地方気象台防災管理官
中道 一義	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課長
山川 直樹	南あわじ市教育委員会学校教育課長
後藤 武昭	芦屋市立精道小学校長
西口 恵	明石市立高丘中学校長
下村 勝哉	兵庫県立舞子高等学校長
柏 早苗	兵庫県立阪神昆陽特別支援学校副校長
栲田 順子	兵庫県立舞子高等学校教諭

○協力者

中村 洋介	西宮市立学文中学校教諭 （兵庫県立大学大学院長期研修派遣者）
-------	-----------------------------------

○学校防災マニュアル改訂作業部会委員

福西 和彦	三田市立学園小学校主幹教諭
山路摩美子	姫路市立安室小学校教諭
難波 秀幸	洲本市立由良小学校教諭
溝垣 隆宏	多可町立加美中学校学校副主幹
谷 哲一	佐用町立三日月中学校教諭
山下 雅代	南あわじ市立南淡中学校養護教諭
小竹 貫介	兵庫県立舞子高等学校教諭
門脇 創一	兵庫県立西脇北高等学校教諭
後藤 陽平	兵庫県立相生産業高等学校教諭
堀 芳美	兵庫県立こやの里特別支援学校教諭
柳本 真一	兵庫県立和田山特別支援学校教諭
小林 知史	兵庫県立あわじ特別支援学校教諭

学校防災マニュアル（令和元年度改訂版）

発行日 令和 2 年 3 月
発 行 兵庫県教育委員会事務局教育企画課
〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-3214

阪神・淡路大震災 25 年事業を活用して、
兵庫県教育委員会が発行したものです。

震災を風化させない



阪神・淡路大震災25年

兵庫県教育委員会